

「第二次盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」の
取組結果等について

平成22年11月24日
市長公室

I 第二次盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画《3年間の総括》…別紙資料1のとおり。

- 1 はじめに
- 2 第二次行財政構造改革の取組と成果の概要
 - (1) 将来にわたり安定した行財政基盤の構築
 - (2) 市民起点・市民参画の市政
- 3 取組実績と今後の課題
 - (1) 行政評価システムによる市政のマネジメント
 - (2) 事務事業の改革改善, 再編・統廃合, 補助金・負担金の見直し
 - (3) 公共事業の見直しと水準抑制
 - (4) 歳入の確保と市債の抑制
 - (5) 民間委託等の推進
 - (6) NPO・企業・市民との協働の推進
 - (7) 公正の確保と透明性の向上
 - (8) 職員の定員削減・簡素で効率的な組織体制の構築と職員給与等の見直し
 - (9) 人材育成の推進
 - (10) 地方公営企業の経営健全化
 - (11) 出資法人の経営改善・統廃合
 - (12) 財務状況の透明性の向上

用語の解説

- 別紙1 財政の見通しと実績比較
別紙2 経費節減等の財政効果額
別紙3 民間委託可能業務の取組結果
別紙4 公共施設の管理運営
別紙5 職員自主研究グループ「10Cサークル」の提言
資料 行政経営指標

II 行財政構造改革6年間の総括—元気なまち盛岡を目指して—…別紙資料2のとおり。

行財政構造改革の取組みと成果

- (1) 危機的な財政状況の建直し
- (2) 時代の変化に対応できる組織体制の構築
- (3) 新たな行財政運営の仕組みの整備
- (4) 協働によるまちづくりの推進

今後に向けて

第二次盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画

<3年間の総括>

【取組期間】平成19年度～21年度

平成22年11月
盛岡市

目 次

	頁
1 はじめに	1
2 第二次行財政構造改革の取組と成果の概要	1
(1) 将来にわたり安定した行財政基盤の構築	1
(2) 市民起点・市民参画の市政	2
3 取組実績と今後の課題	2
(1) 行政評価システムによる市政のマネジメント	2
(2) 事務事業の改革改善, 再編・統廃合, 補助金・負担金の見直し	3
(3) 公共事業の見直しと水準抑制	4
(4) 歳入の確保と市債の抑制	5
(5) 民間委託等の推進	7
(6) NPO・企業・市民との協働の推進	9
(7) 公正の確保と透明性の向上	11
(8) 職員の定員削減・簡素で効率的な組織体制の構築と職員給与等の見直し.....	13
(9) 人材育成の推進	17
(10) 地方公営企業の経営健全化	18
(11) 出資法人の経営改善・統廃合	20
(12) 財務状況の透明性の向上	21
用語の解説	23
別紙1 財政の見通しと実績比較(普通会計)	29
別紙2 経費節減等の財政効果額	33
別紙3 民間委託可能業務の取組結果	34
別紙4 公共施設の管理運営	43
別紙5 職員自主研究グループ「10Cサークル」の提言	51
別紙6 改革の推進体制	57
別紙7 行財政構造改革委員名簿	58
資料 行政経営指標	59

1 はじめに

市では、平成 16 年度から 18 年度まで第一次行財政構造改革の取組により、財政再建団体^(※1)へ転落しかねない危機的な財政の建直しや将来にわたり安定した行財政運営が確保されるよう新たな仕組みづくりなどの成果を挙げてきました。しかしながら、「財政規模の縮小・財政硬直化への対応」「新しい公共の必要」「行政改革推進法の施行」といった諸情勢を踏まえ、将来世代に責任が持てる行財政体制を確立するために、さらに改革を進める必要性から、平成 19 年度から 21 年度にわたり「第二次盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画～自治・協働による元気なまち盛岡を目指して～」を策定し、取り組んできたところです。この度、取組期間が終了したことから、これまでの3年間の取組の実績等を取りまとめました。

2 第二次行財政構造改革の取組と成果の概要

第二次行財政構造改革においては、将来にわたり安定した行財政基盤を構築するとともに、市民起点・市民参画の市政を徹底し、自治・協働による元気なまち盛岡をつくることを目指しました。

(1) 将来にわたり安定した行財政基盤の構築

○簡素で効率的な組織体制

定員の約 4.4%に当たる 106 人を削減(中核市移行分除く)したほか、組織機構の見直しやグループ制の導入、支所・出張所のあり方の検討を行いました。

○事務事業の整理

行政評価システム^(※2)を活用し、平成 16 年度に策定した市総合計画の進行管理や予算編成、事務事業、補助金・負担金の見直しなど、事務事業の改革改善を行いました。

○民間・市民とともに担う公共

委託可能業務について関係機関との調整等を行い順次委託を実施しました。また、公共施設 39 施設について管理運営に指定管理者制度^(※3)を新たに導入しました。NPO^(※4)との協働については、公募型協働推進事業^(※5)の実施や、もりおか市民活動支援室^(※6)の開設などを通じて、NPO等の活動支援や連携交流を図りました。

○財政の健全化

世界同時不況の影響で景気が落ち込み、取組期間の後半において収納率の低下が見られましたが、職員定数の見直しによる人件費の抑制、市債^(※7)の新規発行の抑制と高金利事業債の低利借換えに取り組み公債費^(※7)を抑制しました。

3年間で経常収支比率及び公債費負担比率の改善を目指しましたが、いずれも目標を達成できませんでした。特に経常収支比率は、主に扶助費の増大の影響により数値が増加しました。

区分	平成 17 年度末 (実績)	平成 21 年度末 (目標)	平成 21 年度末 (実績)
経常収支比率	90.4%	89.7%	95.9%
公債費負担比率	21.7%	19.9%	21.0%

また、出資法人に対し、第三者による経営評価の結果を踏まえ指導に向けた助言等を行いました。

(2) 市民起点・市民参画の市政

○積極的な情報公開・情報提供

広報やホームページを通じて、積極的な情報の提供を行うとともに、行政評価結果の公表や文書件名のインターネットでの公開など、より一層の情報公開に努めました。

○市政への市民参画の機会の拡充

グラウンドワーク^(※8)、ワークショップ^(※9)の開催や市の基本的な計画等の策定に当たりパブリック・コメント^(※10)を実施するなど、市民の市政への参画機会の拡充に努めました。

3 取組実績と今後の課題

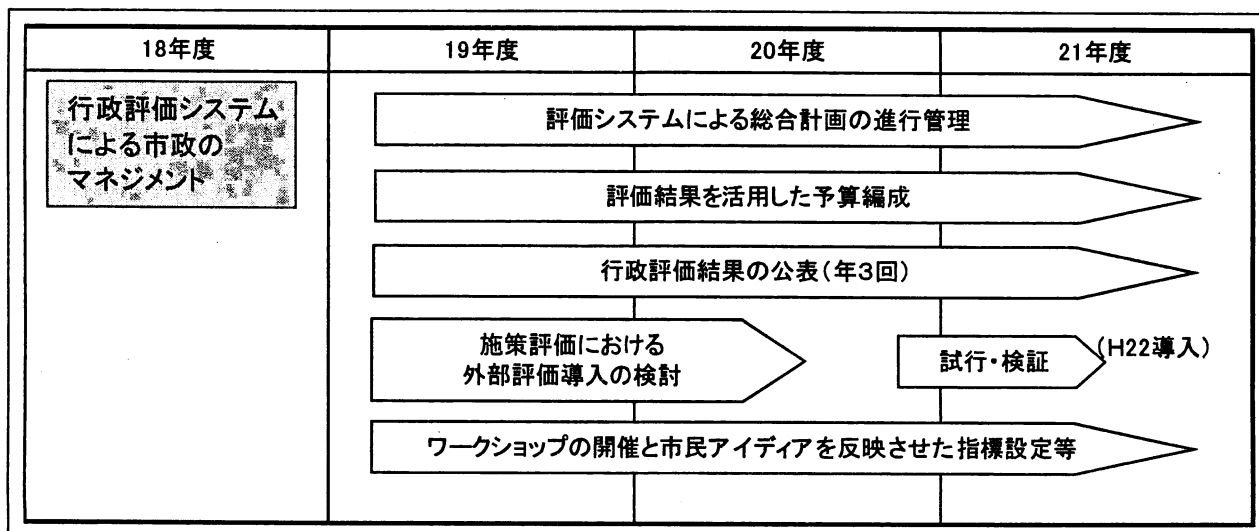
(1) 行政評価システムによる市政のマネジメント

■計画内容

- ☆ 総合計画の基本構想、実施計画と政策評価、施策評価との連動を図り、同計画の進行管理をする。
- ☆ 当初予算の編成に当たっては、施策優先度評価の結果を活用して施策ごとに予算枠配分を行い、配分された施策ごとの予算枠の中で事務事業優先度評価の結果を活用して事務事業費の配分を調整する。
- ☆ 行政評価結果については、盛岡市行財政構造改革推進会議に報告したうえで毎年3回公表する。
- ☆ 市政推進に市民の意見が十分反映されるよう、施策評価の過程に外部評価を組み込む。
- ☆ 市民満足度等の指標の設定や成果の測定に当たっては、その方法について専門家の意見を取り入れながら、市民の意見を反映させる。

■取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

☆ 総合計画の進行管理については、総合計画実施計画に掲げる41施策に、その成果を測る指標と目標値を定め、行政評価システムにより定期的に成果を測定し、進行管理を行った。	◎
☆ 評価結果を活用した予算編成については、当初予算の編成において、施策優先度評価及び事務事業優先度結果を活用して事務事業費の配分を調整した。	◎
☆ 事務事業事後評価、施策優先度評価などすべての評価結果について、年3回に分けて、市のホームページ上や市の主要な公共施設への備付けなどにより、公表した。	◎
☆ 施策評価における外部評価の導入については、平成21年2月及び5月に外部評価の試行を実施。結果を踏まえ、評価手法等について検討し、22年度からの導入を決定した。	◎
☆ 市民のアイデアを反映させた指標設定については、3年間で7回のワークショップを開催し、延べ123人の市民が参加。21件の指標を採用した。また、平成20年度より施策優先度評価に、アンケート調査に基づく市民満足度・期待度を反映させた。	◎



■今後の課題

- ・ 総合計画及び予算編成と行政評価の連動については、今後も取組を継続させながら、政策選択の合理性・客観性を向上させるため、新たな評価手法の導入などを検討することが必要である。
- ・ 行政評価結果の公表については、できるだけ多くの市民に読んでもらい、市政に関心を持ってもらえるよう、見やすさや分かりやすさを向上させる必要がある。
- ・ 市民の意見が評価に反映されるよう、外部評価を充実させるとともに、市民意見把握の新たな手法を検討する必要がある。

(2) 事務事業の改革改善, 再編・統廃合, 補助金・負担金の見直し

■計画内容

- ☆ 投資的経費及び義務的経費を除いた一般の事務事業すべてについて、毎年度、行政評価システムによる評価、見直しを行い、事務事業の新設、改革改善、再編・統廃合を図る。併せて、経常経費の節減を図り、事業費の水準は、一般財源ベースで、平成18年度決算の水準を基本に抑制的に措置する。
- ☆ 補助金・負担金については、目的や効果、市の関与の必要性等を不断に検証し、目的の達成されたものや、事業全体に対して補助負担の割合が少ないもの等については、廃止の方向とする。

■取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

- ☆ 投資的経費及び義務的経費を除いた一般事業について、平成18年度決算比で、19年度は2.74%、7億9,157万円、20年度は3.94%、11億3,945万円、21年度は1.78%、5億1,477万円(いずれも普通会計・一般財源ベース)を削減した。

表一 事務事業費の削減状況 (A)平成18年度決算額 28,893,193千円

区分	19年度	20年度	21年度
決算額(B)	28,101,618千円	27,753,739千円	28,378,416千円
増減額(B)-(A)	△791,575千円	△1,139,454千円	△514,777千円
増減率	△2.74%	△3.94%	△1.78%

19年度◎

20年度◎

21年度◎

※行政評価システムによる事務事業の見直しについては、「行政評価システムによる市政のマネジメント」参照

☆ 補助金・負担金について、目的や効果等を検討し、目的が達成されたもの等について廃止・減額した。また、21年度において盛岡市行財政構造改革推進会議行政評価部会による補助金の第三者評価を実施するとともに、評価結果を踏まえ措置計画を策定した。

19年度◎

20年度◎

21年度◎

表一補助金・負担金の廃止・削減状況

区分	19年度	20年度	21年度
廃止・削減件数	139件	105件	73件
廃止・削減額	△313,077千円	△270,444千円	△263,272千円

18年度	19年度	20年度	21年度
事務事業の見直し	<H18決算比> △7億9,157万円	△11億3,945万円	△5億1,477万円
	行政評価システムにより個別に評価・見直し		
補助金・負担金の見直し	△3億1,307万円 (139件)	△2億7,044万円 (105件)	△2億6,327万円 (73件)
			第三者評価 措置計画

■今後の課題

- ・ 事務事業の改革改善等については、成果重視のまちづくりを一層推進するため、事務事業の徹底した見直しや業務プロセスの改善が求められる。
- ・ 補助金・負担金については、社会経済情勢の変化に伴いその目的や必要性が変わることから、第三者評価も含めた評価を行い、事業の有効性の向上や廃止・見直し等を行う必要がある。

(3) 公共事業の見直しと水準抑制

■計画内容

- ☆ 公共事業について、市の「体力」に見合った水準とするため、毎年度、行政評価システムによる評価、見直しを行い、真に必要な事業を厳選するとともに事業費の縮減、事業の改革改善を図る。
事業費の水準は、平成18年度決算の水準を基本に抑制的に措置する。
- ☆ 全体計画事業費1億円以上の継続中の大規模公共事業については、行政評価システムにより特に重点的に事業の必要性について検証を行い、事業の休廃止・継続を判断する。

■取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

- ☆ 公共事業については、平成18年度決算比で、20年度は5.59%、7億3,955万円を削減したものの、総合計画及び新市建設計画に基づく大規模施設整備事業が重なったことから、19年度は9.88%、13億802万円、21年度は30.33%、40億1,456万円の増となり目標達

成に至らなかった。

表一 公共事業費の削減状況

(A)平成18年度決算額 13,237,455千円

区分	19年度	20年度	21年度
決算額(B)	14,545,479千円	12,497,896千円	17,252,017千円
増減額(B)-(A)	1,308,024千円	△739,559千円	4,014,562千円
増減率	9.88%	△5.59%	30.33%

19年度△

20年度◎

21年度△

※行政評価システムによる事務事業の見直しについては、「行政評価システムによる市政のマネジメント」参照

☆ 全体事業費1億円以上の継続事業について振り返り評価を行い、12事業を休廃止した。

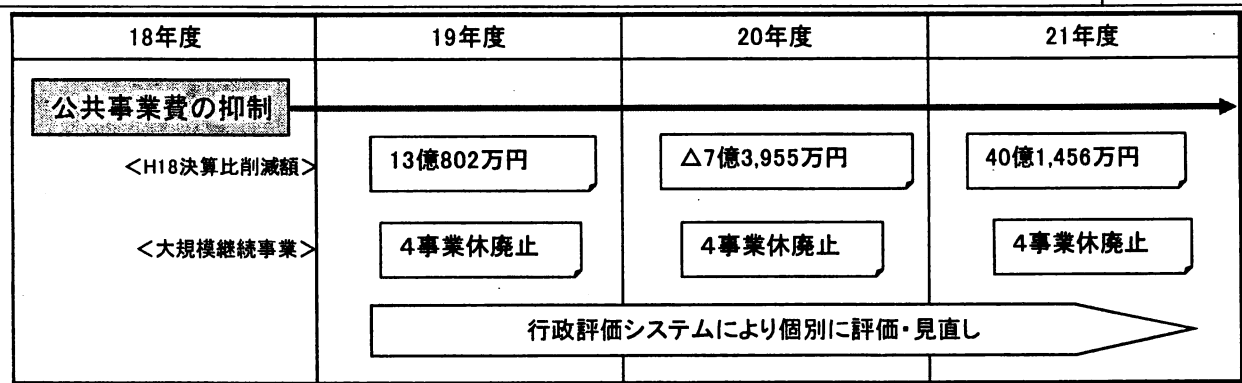
表一 1億円以上の大規模継続事業の見直し状況

区分	19年度	20年度	21年度	計
検証事業	85事業	78事業	85事業	—
休廃止事業	4事業	4事業	4事業	12事業
終了事業	12事業	10事業	11事業	33事業

19年度◎

20年度◎

21年度◎



■今後の課題

- ・ 今後は、行政評価システムによる事業の評価を活用し、限られた経営資源を適切に配分しながら、必要な公共事業について着実に実施していくことが求められる。

(4) 歳入の確保と市債の抑制

■計画内容

- ☆ 市税等について、悪質・高額滞納者への滞納処分の強化、休日の納付相談・納付窓口の拡充、夜間電話催告・休日訪問催告の強化及び口座振替促進等の取組みにより収納率向上に努め、自主財源の確保を図る。
- ☆ 使用料・手数料については、受益と負担の公平性確保の観点から、適時適切に見直す。
- ☆ 未利用市有地・保留地については、広報・宣伝活動の強化や予定価格の公表等により、積極的に売却を行うとともに、貸付等の有効活用に努める。
- ☆ 市の各種印刷物、施設・物品等に企業等の広告を掲載、掲出する。

☆ 市債については、毎年度の新規発行額を、臨時財政対策債^(※11)を除き予算総額の8%以内かつ元金償還額以内とし、残高縮減を図る。

■ 取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

☆ 市税の徴収について、納税課徴税担当職員の増員や休日及び夜間の納付相談、納付窓口の開設、管理職による催告などに取り組み、平成19年度は収納率93.02%と目標の92.59%を達成したが、20、21年度はそれぞれ92.51%、91.74%と世界同時不況による景気の低迷などにより目標達成に至らなかった。また、インターネット公売及び一般公売による換価を積極的に進めるなど、自主財源の確保に努めた。	19年度◎ 20年度△ 21年度△
☆ 市税等の口座振替率について、申込方法を「納税通知書毎」から「個人一括」にできるよう変更し、手続きの簡素化、事務の効率化に努め、19年度、20年度はそれぞれ34.7%、37.3%と目標の34%を上回ったが、21年度は35.1%と目標の36%を達成することができなかった。	19年度◎ 20年度◎ 21年度△
☆ 使用料について、動物公園入園者増加対策として、動物展示施設の使用料を見直した(小中学生無料、高校生以上増額)。また、マリオス立体駐車場・盛岡駅西口地区駐車場の使用料を近隣駐車場料金とのバランスを考慮し減額改定した。	◎
☆ 未利用市有地・保留地処分について、187件、約16億6,000万円の売却を進めたが、平成19年度以降の急激な景気悪化により、大規模商業用地の売却が進まなかったことから目標達成に至らなかった。	△
☆ 企業等の広告の掲載については、各種納付書、広報、ホームページにおいて掲載することにより、3年間で約3,300万円の自主財源を確保した。	◎
☆ 市債の新規発行の抑制については、予算総額の8%以内かつ元金償還額以内に抑制することを堅持したほか、残高縮減額は164億6,600万円に上った。また、高利率地方債の繰上償還を行い2億2,600万円の利子軽減を実現した。	19年度◎ 20年度◎ 21年度◎

	18年度	19年度	20年度	21年度
市税等の収納率の向上 ＜市税(一般税)収納率＞		※目標:92.59% 現年度 97.52% 滞納繰越 25.14% 計 93.02%	※目標:93.20% 現年度 97.36% 滞納繰越 21.89% 計 92.51%	※目標:92.55% 現年度 97.19% 滞納繰越 22.29% 計 91.74%
使用料・手数料の適正化		動物公園・マリオス等駐車場使用料見直し		

<p>未利用市有地・保留地の処分・貸付等の有効活用</p> <p><未利用市有地・保留地処分></p>	<p>79件 13億3百万円</p>	<p>55件 1億2千5百万円</p>	<p>※目標:20億円 53件 2億3千万円 計 16億5千9百万円</p>
<p>市の各種印刷物等への企業等の広告の掲載, 掲出</p> <p><広告掲載による歳入></p>	<p>10,268千円</p>	<p>11,609千円</p>	<p>11,378千円</p>
<p>市債の新規発行抑制と残高縮減</p> <p><残高縮減額・依存度></p>	<p>※目標:依存度8%以内 48億1千5百万円 7.7%</p>	<p>※目標:依存度8%以内 61億7千7百万円 8.0%</p>	<p>※目標:依存度8%以内 54億7千4百万円 6.4%</p>

■ 今後の課題

- ・ 市税等の自主財源を確保するため、滞納処分の強化等滞納整理の厳正化や効率的な収納体制の整備、納付機会の拡大等収納窓口の充実など各種対策を講じ、収納率の向上を図る必要がある。
- ・ 使用料・手数料について減免規定も含め、定期的に総点検を行い、点検結果に基づき適切に見直す必要がある。
- ・ 未利用市有地・保留地の売却等については景気の低迷から厳しい環境にあるが、確実かつ迅速な売却や貸付けによる有効活用を進めるため、広報・宣伝活動や体制の強化等を図るとともに、新たな手法について検討し適切に措置する必要がある。
- ・ 広報等市の各種印刷物等への企業広告については、この間確実な成果を上げていることから、今後においても広告媒体の拡大を図りながら継続して取り組む必要がある。
- ・ 市債については、弾力性のある財政構造とするため、今後とも新規発行を抑制し残高縮減に取り組む必要がある。

(5) 民間委託等の推進

■ 計画内容

- ☆ 公共部門の民間開放による雇用の創出、地域経済活性化等の観点から、官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービス水準を検証しながら、民間でできることは民間に委ねることを原則として、積極的に民間委託を進める。
- ☆ 同様の趣旨で、より質の高い効率的なサービスの実現を目指し、公の施設の指定管理者制度の活用、PFI^(※12)事業の導入を推進する。

☆ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス改革(いわゆる市場化テスト)^(※13)の導入について、他団体の取扱いも参考にしながら、適否を含め検討のうえ必要な措置を講ずる。

■取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

<p>☆ 民間委託について次のとおり実施した。</p> <p>[19年度] 可燃ごみ収集車2台, 沢田浄水場運転管理業務(夜間)の全部, 市立病院給食材料購入事務, 庁舎管理業務(守衛)の一部</p> <p>[20年度] 老人クラブ指導員業務, もりおか暮らしの便利帳の官民協働発行, 津志田保育園の民営化, 庁舎管理業務(守衛)の全部, 可燃ごみ収集車2台, 犬猫等動物死体処理業務</p> <p>[21年度] なかの保育園の民営化, 可燃ごみ収集車1台, 沢田浄水場の土日祝日の昼間運転管理業務, もりおか老人大学開催事業の一部, 市立病院医療未収金回収事務</p> <p>また, 公共部門の民間委託について民間提案を募集し, 委託の可否を検討し, もりおか老人大学開催事業の一部と市立病院医療未収金回収事務(再掲)について委託実施した。</p> <p>さらに, 下水道終末処理場維持管理事業のうち污泥処理事業, 都南学校給食センターの調理業務及びボイラー業務並びに市立図書館及び都南図書館の窓口業務と移動図書館運行業務について, 22年度からの委託方針を決定した。</p>	<p>19年度◎</p> <p>20年度◎</p> <p>21年度◎</p>																																
<p>☆ 指定管理者制度については, 19年度に6施設, 20年度に27施設, 21年度に6施設の移行を実施し, 22年度当初に217施設において導入した。</p> <p>管理運営等に係る第三者評価については, 19年度に77施設, 20年度に48施設, 計125施設を対象に実施, 再指定については, 19年度に11施設, 20年度に166施設, 21年度に5施設を対象に審査過程の確認等の手続きを取った。</p> <p>表一指定管理導入施設の内訳 〔単位:施設〕</p> <table border="1" data-bbox="268 1338 1181 1559"> <thead> <tr> <th></th> <th>第3 セクター</th> <th>公共的 団体</th> <th>民間 企業</th> <th>NPO 法人</th> <th>任意 団体</th> <th>その 他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td> <td>30</td> <td>36</td> <td>30(25)</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>104(25)</td> </tr> <tr> <td>非公募</td> <td>9</td> <td>104</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>217</td> </tr> </tbody> </table> <p>()はうち市営住宅分, 一団地をもって一施設</p>		第3 セクター	公共的 団体	民間 企業	NPO 法人	任意 団体	その 他	合計	公募	30	36	30(25)	6	2	0	104(25)	非公募	9	104	0	0	0	0	113	合計	39	140	30	6	2	0	217	<p>19年度◎</p> <p>20年度◎</p> <p>21年度◎</p>
	第3 セクター	公共的 団体	民間 企業	NPO 法人	任意 団体	その 他	合計																										
公募	30	36	30(25)	6	2	0	104(25)																										
非公募	9	104	0	0	0	0	113																										
合計	39	140	30	6	2	0	217																										
<p>☆ PFI事業については, 20年6月に「市火葬場整備等事業実施に関する方針」をまとめ, 事業手法は, PFI事業者が設計・建設・運営を一括して行うDBO方式^(※14)と決定, 公募型プロポーザル方式により事業者の募集・選定を行い, 21年6月に基本契約を締結した。</p>																																	
<p>☆ 市場化テストについては, 庁内検討組織として「市場化テスト導入関係課長会議」を設置し, 導入の適否を含め関係事項について検討し, 22年3月に当面は導入しないことを決定した。</p>	<p>◎</p>																																

18年度	19年度	20年度	21年度
民間委託 ※民間委託可能業務の工程は別紙3のとおり	委託可能業務の順次委託		
指定管理者制度 ※公共施設の今後の管理運営の方向性は別紙4のとおり	順次導入・再指定		
	第三者評価の実施(対象142施設)		
PFI事業	順次導入		
公共サービス改革	「市場化テスト」を当面導入しないことを決定		

■今後の課題

- ・ 民間委託については、多様な主体の協働によるまちづくりを進める観点などから、今後も導入可能性を検討しながら、可能なものから順次導入に取り組む必要がある。
- ・ 指定管理者制度については、引き続き適切な工程管理が求められる。また、制度導入施設の管理運営におけるマネジメントサイクルを適切に機能させるために、業務の履行確認の仕組みを構築する必要がある。
- ・ PFI事業の周知をはかり、市の新規事業において可能なものから順次導入を図る必要がある。
- ・ 公共サービス改革については当面導入しないこととしているが、国や他の自治体、民間市場の動向など、関連する情報収集を継続して行う必要がある。

(6) NPO・企業・市民との協働の推進

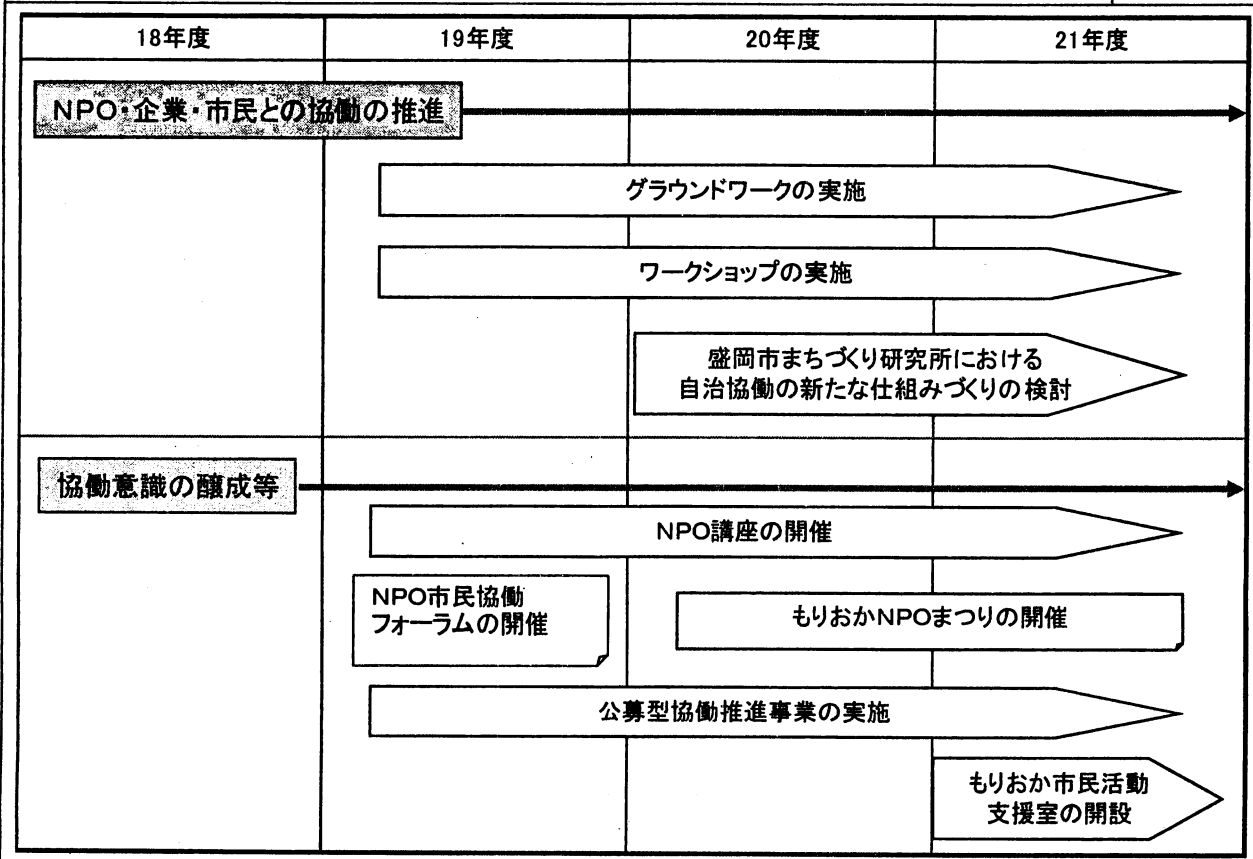
■計画内容

- ☆ 官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービス水準を検証しながら、NPO・企業・市民など多様な主体が公共需要を担う仕組みを構築する。

☆ NPO・企業・市民並びに職員の協働意識の醸成に努めるとともに、協働ルールの徹底を図るなど、市民等が市政に参画しやすい環境づくりを進める。

■取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

<p>☆ NPO・企業・市民との協働の推進については、19年度にグラウンドワークによる公園整備を2か所において実施したほか、ワークショップについては、19年度9件(延べ59回, 1,387人), 20年度4件(延べ83回), 21年度8件(延べ85回)実施した。</p> <p>また、自治・協働の新たな仕組みづくりについては、20年4月に設置した盛岡市まちづくり研究所^(※15)において、20, 21年度の2か年で研究に取り組み、報告書として取りまとめた。</p>	<p>19年度◎ 20年度◎ 21年度◎</p>
<p>☆ 協働意識の醸成については、各年度において市民及び市職員向けのNPO講座を開催したほか、NPO市民協働フォーラム(19年度)、もりおかNPO連絡協議会主催によりもりおかNPOまつり(20, 21年度)をそれぞれ開催した。</p> <p>公募型協働推進事業については、募集・選考の後、19年度3件, 20年度4件, 21年度2件の事業実施をした。</p> <p>また、各年度においてもりおかNPO連絡協議会の活動を支援するため補助を実施したほか、21年10月には、町内会等地域活動団体やNPO等市民活動団体の活動支援や連携交流を目的とした地域活動・市民活動活性化支援事業を実施し、プラザおでつに「もりおか市民活動支援室」を開設した。</p>	<p>19年度◎ 20年度◎ 21年度◎</p>



■今後の課題

- ・ 協働の推進に当たっては、市における公民連携のあり方についての指針を策定するなど、広く民間セクターと市の役割分担や協力のあり方を明らかにする必要がある。また、まちづくり研究所の研究成果を踏まえ、自治・協働の新たな仕組みづくりを具体化する必要がある。
- ・ 協働意識の醸成については、多様な主体の協働によるまちづくりを進める観点から、今後もさらに取組を進める必要がある。

(7) 公正の確保と透明性の向上

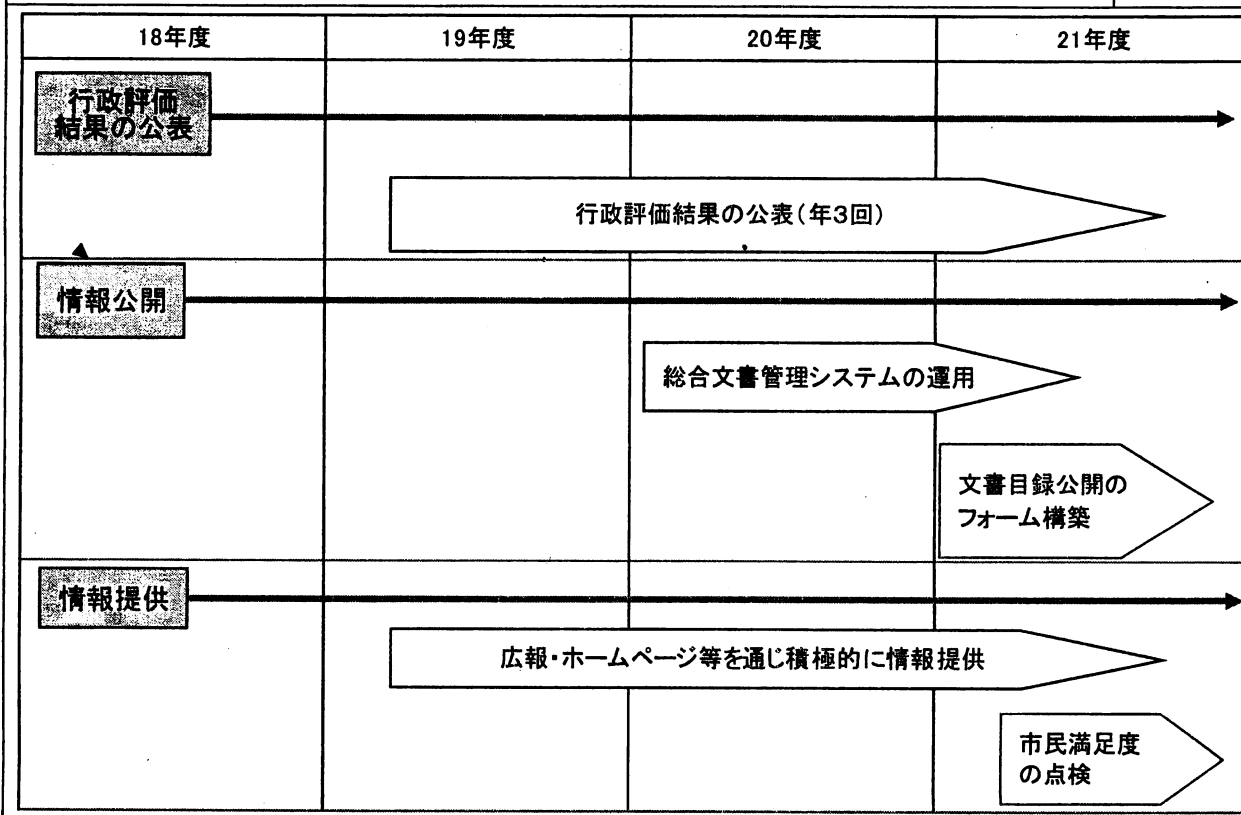
■計画内容

- ☆ 行政評価の結果を、盛岡市行財政構造改革推進会議に報告したうえで毎年3回公表する。
- ☆ 文書管理システムの導入により、開示請求対象文書検索の迅速化を図るとともに、文書件名をインターネットで公開し、より一層の情報公開に努める。
- ☆ 市政情報の公表及び提供に当たっては、正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、市民に分かりやすいものとするよう努める。
- ☆ パブリック・コメント、パブリック・インボルブメント^(※16)制度の活用により、多くの市民の市政への参画と意見の反映に努めるとともに、より多くの意見が寄せられるような環境を整備する。
- ☆ 入札・契約手続きの公正性・透明性の向上と効率化を図るため、平成 20 年度の運用開始を目標として電子入札^(※17)を導入するとともに、第三者機関として入札等監視委員会^(※18)を設置する。
- ☆ 監査委員への外部の人材を積極的に登用するなど市民の理解と支持が得られる監査委員制度とするとともに、引き続き外部監査^(※19)を実施し、監査機能の強化に取り組む。
- ☆ 公務員としての倫理、内部公益通報制度^(※20)及び不当要求行為対策^(※21)を内容としたコンプライアンス(法令遵守)等に関する条例を制定するとともに、庁内推進体制等を整備し、公正な職務遂行を確保する。

■取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

※行政評価結果の公表については、「行政評価システムによる市政のマネジメント」参照						
☆	情報公開については、20年4月から文書管理システムを全庁で運用したほか、21年度にホームページ上で公文書の文書目録を公開するためのフォーム等を構築した(22年4月公開開始)。			◎		
☆	情報提供については、各年度において広報やホームページを通じ積極的な情報の提供を行ったほか、21年度からは、まちづくり評価アンケートにより情報提供に係る市民満足度を測定している。			◎		
☆	市民意見の反映については、各年度においてパブリック・コメントを実施した。			◎		
		度	実施件数		意見数	計画案に反映
		19年度	9		124	8
		20年度	10		129	12
		21年度	14	331	42	

<p>☆ パブリック・インボルブメントについては、19、20年度に、盛岡市地域福祉計画に基づき市民・事業者・行政の協働により地域福祉を推進するためのワークショップを実施した。(31地区、60回、延べ参加人数 1,752人)</p>	
<p>☆ 入札制度の改善については、電子入札の導入に向け検討を進めたほか、外部の有識者5名で構成する入札等監視委員会を設置し、20、21年度に各2回開催した。</p>	○
<p>☆ 監査制度については、19年度に定期監査等指摘基準の改正、監査結果に対する措置状況通知の公表等ホームページの充実、監査資料等に関する要領の改正などを、20年度に需用費支出に係る随時監査の実施を、21年度には財務監査に加え行政監査を実施したほか、22年度から当年度監査実施の方針決定などを行った。</p> <p>また、外部監査を実施し、監査対象部署において監査結果等に対する措置計画を策定、公表した。(19年度:市税、国民健康保険税、保育料、市営住宅使用料の収入及び債権の管理に関する事務、20年度:小中学校施設及び下水道施設に関する財産の管理、21年度:①盛岡市中央卸売市場の経営状況について、②公の施設の管理運営について、③19年度および20年度包括外部監査の措置状況の検証)</p>	◎
<p>☆ コンプライアンスと倫理保持体制については、21年度に盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例を制定し、広報による市民への周知、職員(管理職)を対象とした運用の徹底に向けた研修の実施を経て、22年1月に施行した。</p>	◎



市民意見の反映 <パブリック・コメントの実施>	9件 意見数124	10件 意見数129	14件 意見数331
	パブリック・インボルブメントの実施		
入札制度の改善	電子入札導入の検討		
	入札等監視委員会の設置・開催		
監査制度	監査制度の見直し・強化		
	包括外部監査の実施		
コンプライアンスと 倫理保持体制	盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例の制定・施行		

■今後の課題

- ・ パブリック・コメント、パブリック・インボルブメント制度をより積極的に活用することに加え、より多くの市民の意見が市政に反映されるよう、市民意見把握の新たな手法を検討する必要がある。
- ・ 電子入札の早期導入について、具体的に検討する必要がある。
- ・ 監査実施体制の充実・強化を進めるとともに、外部の人材の積極的な登用に向けて具体的に検討する必要がある。
- ・ 22年1月から施行されている盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき、公正な職務の遂行を徹底する必要がある。

(8) 職員の定員削減・簡素で効率的な組織体制の構築と職員給与等の見直し

■計画内容

☆ 事務事業の見直しや業務の民間開放、市民との協働の取組みなどにより、職員の定員を、21年度までの取組期間内では中核市移行に伴う増員分を除き85人(18年4月1日現在定員の3.5%)程度削減する。18年度から22年度までの第三次定員適正化計画の取組期間の5年間では145人(17年4月1日現在定員の5.8%)程度削減する。

なお、20 年度の中核市移行に伴う保健所等の事務移譲により、50 人程度の増員が見込まれるが、これについても定員適正化計画に位置付け、全体の定員と一体的に管理し、計画的に削減する。

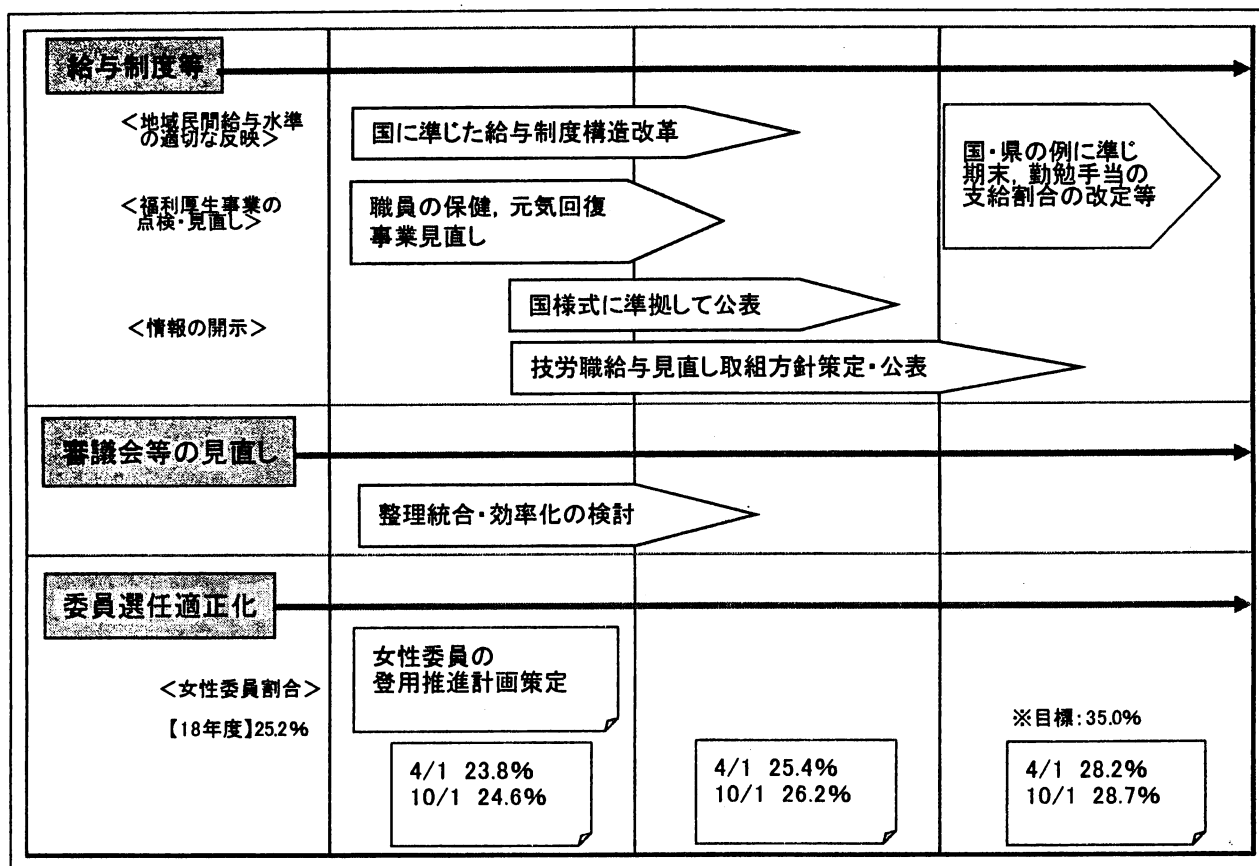
- ☆ 組織間の横の連携強化と各種行政課題に柔軟に対応できる組織体制とするとともに、組織のフラット化・グループ制^(※22)の導入や専決権限の適切な配分等により迅速な意思決定、業務の効率化を図る。
- ☆ 支所・出張所のあり方について、利用状況、行政需要、地理的条件及び市民の利便性を考慮するとともに、効率的な行政運営の観点も踏まえて、検討し、必要な見直しを行う。
- ☆ 職員給与について、地域における民間給与水準の適切な反映などにより一層の適正化を図る。
- ☆ 福利厚生事業について、点検・見直しを行う。
- ☆ 職員の給与、定員管理、人件費、福利厚生事業の状況について、情報開示を徹底するとともに、開示に当たっては市民が他団体との比較分析を容易に行うことができるようにするなど分かりやすいものとする。
- ☆ 法令等により設置が義務付けられているものを除き、設置目的が類似する審議会、審議事項が重複する審議会等については、整理統合を図る。
- ☆ 「審議会等の設置及び委員の選任に関する指針(ガイドライン)」に基づき、より多くの市民の市政への参画を進めるとともに、女性委員就任率の向上を図る。

■取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

<p>☆ 中核市移行分を除き、19 年度に 39 人(中核市準備分含みで 29 人)、20 年度に 45 人(中核市移行分含みで 5 人)、21 年度に 22 人、合計 106 人の定員を削減した。</p>	◎
<p>☆ 組織機構の見直しについては、19 年度に教育委員会事務局組織の再編と市立病院の地方公営企業法^(※23) 全部適用に伴う組織の再編等を、20 年度に中核市移行に係る体制整備として保健所の設置、環境部各課の再編等を、21 年度に雇用対策と企業立地担当部署の統合、上下水道組織統合に向けた下水道部の組織再編を、それぞれ行った。</p> <p>組織間の横の連携強化・組織のフラット化については、19 年度から住民税申告受付事務体制の充実を図るため、住民税担当事務経験職員を事務従事させた。また、グループ制については、19 年度に 3 課等(学校教育課、歴史文化課、監査委員事務局)、20 年度に 6 課(観光課、ブランド推進課、公園みどり課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課)、21 年度に 1 課(企業立地雇用課)において導入した。</p> <p>専決権限の適切な配分については、各年度において市長内部部局専決及び代決に関する規程の見直しを行ったほか、19 年度に盛岡市副市長に対する事務委任規則及び事務分担等規則を制定、20 年度に所要の見直しを行った。</p>	◎
<p>☆ 支所・出張所のあり方の検討については、20 年 7 月に庁内検討組織「支所・出張所の在り方検討委員会」を設置し、22 年 3 月に「現行の支所・出張所の機能を今後も維持するとともに、必要な見直しを行い、引き続き窓口の利用環境や事務の改善等に取り組む。</p> <p>支所・出張所の機能や組織体制等については、地域における行政サービスの提供の在り方等と関連付けながら、市の行政運営の全体の枠組みの中で検討を行う」とする基本方針を決定した。</p>	◎
<p>☆ 職員給与制度については、国に準じた内容の給与構造改革を 19 年度から実施し、21 年度には国、県の例に準じ、6 月に支給する期末、勤勉手当の支給割合を暫定的に改定、12</p>	◎

月期以降に支給する期末、勤勉手当の支給割合を改定するとともに、12月1日から適用の給料表を改定した。	
☆ 福利・厚生事業の点検・見直しについては、19年度に地方公務員法の定める職員の保健、元気回復に関する事業について、市の補助金で行う事業と、職員からの掛金等により行う事業を明確にしたほか、より効率的で効果的なものとなるよう事業内容の見直しを行った。	◎
☆ 職員の給与等の公表については、19年度末に国が示している様式に準拠して公表した。また、技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針を策定し、公表した。	◎
☆ 審議会等の見直しについては、中核市移行に伴う県からの事務移譲への対応など新たな審議会等の設置に当たっては、必要性を精査するとともに、必要に応じて所期の目的を達成した審議会等の整理統合の検討を行った。	○
☆ 委員選任の適正化については、19年度に、「審議会等における女性委員の登用推進計画」を策定し、21年度において女性委員就任率率35.0%を目標としたが、19年度は23.8%(H.19.4.1)、24.6%(同10.1)、20年度は25.4%(H.20.4.1)、26.2%(同10.1)、21年度は28.2%(H.21.4.1)、28.7%(同10.1)と、計画期間内に5%と着実に向上が見られたものの、法令等により委員構成の見直しや条例・要綱等の改正が必要なことなどから目標達成に至らなかった。	△

	18年度	19年度	20年度	21年度
定員の削減		39人削減	45人削減	22人削減 計106人削減
第三次定員適正化計画		順次削減		
組織機構の見直し		教育委員会事務局 市立病院事務局	保健所(設置) 環境部	雇用と企業立地 下水道部
<組織の再編等>				
<グループ制の導入>		学校教育課、歴史文化課、監査委員事務局	観光課、ブランド推進課、公園みどり課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課	企業立地雇用課
<支所・出張所のあり方>			検討委員会設置	基本方針決定



■今後の課題

- ・ 職員定数については、計画を上回る削減を実施したが、引き続き「第三次定員適正化計画」に基づき定員の適正化に努めるとともに、同計画が22年度をもって終了することから23年度以降を計画期間とする新たな定員適正化計画を策定し、自治体規模、行政目的に見合った適正な職員定数とする必要がある。
- ・ 組織体制については、毎年度適宜見直しを実施してきたところであるが、今後においても、簡素で効率的な組織を構築するため、部局横断的な組織の活用や総合計画の基本目標の達成に向け各種施策の成果を持続的に上げるための体制の整備など、毎年度見直しを行う必要がある。
- ・ 支所・出張所については、引き続き窓口の利用環境や事務改善に取り組むとともに、行政サービスの向上を図るため、新たな機能や役割、将来的な組織体制等について、市のまちづくりの方向性と関連付けながら、市の行政運営全体の枠組みの中で検討する必要がある。
- ・ 職員給与については、国、県の例に準じながら市民の理解が得られる適正な水準となるよう対応してきたところであり、今後においても地域の民間給与水準の反映などにより、適正な職員給与とする必要がある。また、引き続き職員の給与等の公表を行うことで透明性を高めていく必要がある。
- ・ 女性委員就任率の向上については、人材情報の収集・提供や関係機関との連携、他都市の情報収集を図るなどし、「盛岡市男女共同参画計画」に基づき引き続き取り組む必要がある。

(9) 人材育成の推進

■ 計画内容

- ☆ 計画的な研修により職員的能力開発を行う。
- ☆ 管理職のリーダーシップのもと職場の活性化を推進するとともに、職員のやる気を引き出し、人を育てる職場風土を醸成する。
- ☆ 職員的能力や適性等に応じた適材適所の人事配置とするとともに、行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる人材を確保する。
- ☆ 職員的能力開発と組織目標達成のため、人事評価制度を導入する。
- ☆ 職員のキャリアプラン^(※24)の作成・開発を支援する研修を実施する。

■ 取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

☆ 計画的な研修による能力開発については、各年度において「人材育成基本方針」及び「研修基本方針」に基づき、計画的に研修を実施した。	◎
☆ 職場活性化支援と人材育成の職場風土の醸成については、「人を活かす人事システム」に基づき、19年度から「年末面談」、更に20年度からは「勤務意向面談」を実施することにより、職員的能力・資質の向上と職場の活性化及び適材適所の人事配置の実現を図った。また、組織目標と各職員の業務目標との関係を明確にし、業務を円滑に遂行することを支援するとともに、職員個々の能力開発と組織の活性化を支援するため、「業務遂行支援制度」を20年6月から実施し、21年度は年度当初から実施した。	◎
☆ 適材適所の人事配置と多様な人材の確保については、平成19年4月に県との人事交流を実施(2名出向, 2名転入)したほか、19年採用試験方法の見直し(試験実施時期の早期化 9月→7月)、20年度から一般職の任期付職員の採用制度を実施し2名を採用、20年度から中核市移行に伴う移譲事務を円滑に進めるため、県からの派遣職員を保健所等に配置するなどした。	◎
☆ 「人を活かす人事システム」に基づき、20年8月から「人事評価制度」を実施し、21年度は年度当初から実施した。また、制度の円滑な運用に資するため、評価者研修を実施した。さらに年末面談において、人事評価結果のフィードバックを行い育成につなげた。	◎
☆ 19年度から、概ね30歳及び35歳の職員を対象にキャリアプランを作成するためのキャリア開発研修 ^(※25) を実施した。	◎

18年度	19年度	20年度	21年度
能力開発研修の実施	キャリア開発研修の実施		
職場活性化支援・人材育成風土醸成	年末面談の実施	勤務意向面談の実施	
適材適所の人事配置・多様な人材の確保	県との人事交流	業務遂行支援制度の実施	
		人事評価制度の実施	

■今後の課題

- ・ 職員の能力開発については、今後においても、研修基本方針に基づき個々にキャリアプランに応じた研修を継続して実施していく必要がある。
- ・ 適材適所の人事配置及び多様な人材の確保については、引き続き職員の意向や適性を重視した配置とするとともに、幅広く職員を募集するため、採用方法の適宜見直しを実施する必要がある。また、住民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため任期付採用職員の活用など様々な採用形態を活用していく必要がある。
- ・ 職場の活性化については、自ら業務改善や職場環境の見直しを推進できる職員を育成するため、職員面談等の活用により「人を活かす人事システム」の効果的な運用を継続していく必要がある。人事評価制度については、対象職員の拡大を図るとともに、評価方法や評価結果の活用について適宜見直しをする必要がある。

(10) 地方公営企業の経営健全化

■計画内容

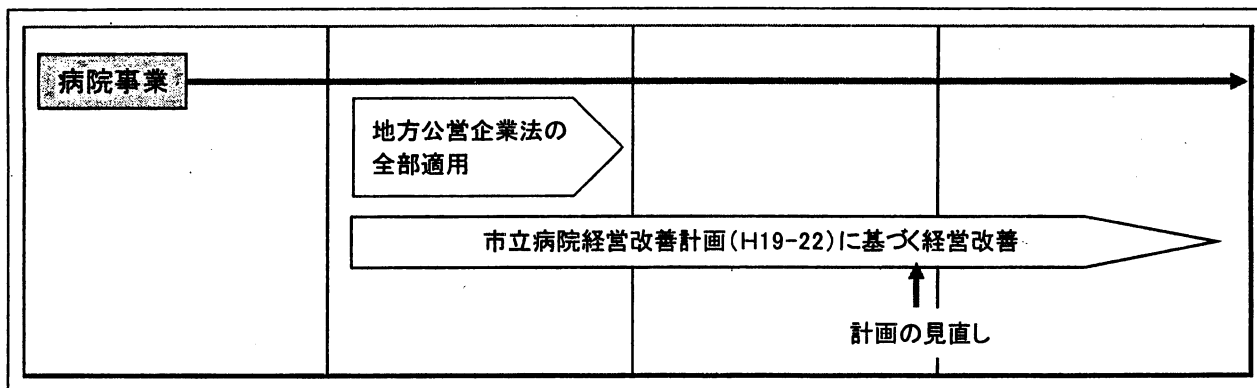
- ☆ 水道事業については、17年3月に策定した「新盛岡市水道事業基本計画」及び17年度の外部監査の指摘事項等を踏まえ、民間委託等による経営の効率化や人件費の見直し、適正料金の確立等により、引き続き経営の健全化を図る。
- ☆ 下水道事業については、17年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し運営していることから、その定着を図るとともに、18年度の外部監査の指摘事項等も踏まえ中長期財政収支計画を策定し、更なる経営の健全化を図る。
また、下水道使用料の見直しを行う。
- ☆ 経営の合理化・健全化を推進するため、引き続き上下水道事業の組織統合について検討する。
- ☆ 病院事業については、16年度の外部監査の指摘や「盛岡市立病院あり方検討委員会」での検討等を踏まえ策定された「盛岡市立病院改革基本方針」に基づき経営改善計画を策定し、19年度から地方公

営企業法の全部適用による公営企業体に移行する。

■取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

☆ 水道事業については、高金利の水道事業債の繰上償還(19年度 999 百万円, 20 年度 2,825 百万円, 21 年度 911 百万円)を実施したほか、浄水場運転管理業務について、19 年度に職員による宿直勤務を廃止、21 年度に土日祝日の昼間業務の委託を実施するなど、一部委託化を拡大した。また、電子入札・調達システムの導入を検討した。	○
☆ 下水道事業については、高金利の下水道事業債の繰上償還(19 年度 3,228 百万円, 20 年度 4,039 百万円, 21 年度 1,049 百万円)を実施したほか、中長期財政収支計画(22 年 1 月策定)に基づき将来の経営状況を予測・分析するとともに、経営健全化を目的として使用料の見直しを行った。	◎
☆ 上下水道組織統合については、22 年4月1日の水道部と下水道部の組織統合に向けて調整作業を進めた。	◎
☆ 病院事業については、19 年度に地方公営企業法の全部適用による公営企業体へ移行後、市立病院経営改善計画(計画期間:19~22 年度)に基づき経営改善を実施した。 主な取組内容は、亜急性期患者受入れの推進、健診事業の充実、医療情報提供の推進、経営評価委員会の設置と計画の点検・評価、医療相談窓口体制の充実、新しい高度医療機器(MRI)の活用、脳ドックの開始、外部経営コンサルタント等の活用による計画の推進、経営改善計画の見直しなど。	◎

	18年度	19年度	20年度	21年度
水道事業				
<水道事業債の繰上償還>		9億9千9百万円	28億2千5百万円	9億1千1百万円
		民間委託の推進		
		電子入札・調達システム導入の検討		
下水道事業				
<下水道事業債の繰上償還>		32億2千8百万円	40億3千9百万円	10億4千9百万円
				中長期財政収支計画に基づき使用料の見直し
上下水道組織統合				
		統合に向けた調整 (H22統合)		



■今後の課題

- ・ 水道・下水道事業については、引き続き経営の健全化に取り組む必要がある。
- ・ 水道事業の電子入札・調達システムの導入については、契約事務が移管された契約検査課において、引き続き検討を進める必要がある。
- ・ 病院事業については、市立病院経営改善計画に基づき、引き続き経営の健全化に取り組む必要がある。

(11) 出資法人の経営改善・統廃合

■計画内容

- ☆ 法人が措置計画に基づき経営改善に取り組むよう指導するとともに、措置状況について適宜把握し、必要に応じて助言・指導を行う。
- ☆ 法人の事業内容、経営状況、経営改善の取組状況、公的支援の状況等について、市民に対し積極的かつ分かりやすい情報公開を行う。
- ☆ 法人に対し、職員数及び職員の給与に関する情報を法人の経営状況等と合わせ公開するよう指導と要請を行う。
- ☆ 義務的経費等やむを得ないものを除き、法人に対する補助金・委託料について、法人の経営状況等を考慮しながら、抑制に努める。
- ☆ 施策推進上の役割・使命を終えたと認められる法人については、取組期間内に順次統合・廃止（解散）を進める。
- ☆ 出資の目的を達成したと認められる法人については、引き続き出資の引揚げを行う。

■取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

<p>☆ 出資法人に対する第三者評価については、盛岡市行財政構造改革推進会議出資法人部会において、17～18年度に13法人、19年度に1法人について実施し、それぞれ評価結果に対する措置計画を策定・公表した。(21年度16法人の再評価を実施)策定した措置計画に基づき、措置状況の確認と経営実態調査を実施し、経営改善に必要な助言、指導を行った。</p>	◎
<p>☆ 法人の事業内容、経営状況等に関する情報については、措置計画を公表する際に併せて公表するとともに、法人の情報公開について指導した。</p>	◎

☆ 法人に対する補助金・委託料については、法人の経営状況も勘案しながら抑制について検討し、第三者評価の結果も踏まえて要請した。		◎	
☆ 出資の引揚げについては、第一次行財政構造改革において実施したところであるが、引き続き引揚げが可能な法人について検討を行った。		○	
18年度	19年度	20年度	21年度
経営改善・統廃合	第三者評価の実施(1法人) 措置計画の策定		第三者評価の実施(16法人) 措置計画の策定
経営改善の助言・指導 事業内容、経営状況等に関する情報の公表 補助金・委託料の抑制の検討			
出資の引揚げ	引揚げ可能な法人の検討(計画期間内該当なし)		

■今後の課題

- ・ 経営状況の把握・評価により、経営改善に向けた助言等を継続していく必要がある。
- ・ 情報公開を継続していく必要がある。
- ・ 補助金等の抑制について、具体的な抑制の基準設定等が必要である。
- ・ 自治体経営推進会議出資法人部会の位置付けを明確化させ、今後の第三者評価のあり方について再検討を行う必要がある。
- ・ 出資の引揚げが可能な法人があるかどうか、法人の役割や社会経済情勢の変動も踏まえながら検討を継続する必要がある。

(12) 財務状況の透明性の向上

■計画内容

- ☆ 実質公債費比率^(※26)等の財政情報について、他団体と比較できるような分かりやすい形で公開するとともに、公会計の整備を図ることにより、財務状況の透明性を一層推進する。
- ☆ 貸借対照表^(※27)、行政コスト計算書^(※28)、資金収支計算書^(※29)、純資産変動計算書^(※30)の財務書類を20年度までに関係団体も含む連結ベースで整備し、公表する。
- ☆ 財務書類の作成・活用等により資産・債務に関する情報を公開するとともに、適切な管理を行う。
- ☆ 未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と施策を20年度までに策定し公表する。

■取組実績 (凡例) 計画に対する達成状況 ◎:達成済み ○:実施進行中・調査検討・手続き中 △:未達成

☆ 各年度において、前年度決算に係る財政状況等一覧表と財政比較分析表を公表した。	◎
☆ 20年度決算を基に調製し、21年12月に公表した。	◎
☆ 現在保有している未利用資産について、今後の利用計画を検討中である。	○
☆ 21年度は総務省改定モデルによる財務書類を作成し、公表したほか、資産台帳を整備するため庁内プロジェクトチームを立ち上げたところであるが、資産・債務改革について、具体的な方策を検討中である。	○

18年度	19年度	20年度	21年度
<p>公会計の整備</p> <p><財政情報の公開></p>	<p>財政状況等一覧表 (H18決算)と財政比較 分析表の公表</p>	<p>財政状況等一覧表 (H19決算)を財政健全 化比率も含め</p>	<p>財務書類(連結ペー ス)の整備・公表</p> <p>財政状況等一覧表 (H20決算)と財政比較 分析表の公表</p>
<p>資産・債務管理</p>	<p>未利用資産の利用計画の検討</p> <p>資産・債務改革の具体的な方策の検討</p>		<p>財務書類の作成・公表</p> <p>資産台帳整備 庁内プロジェクト 立上げ</p>

■今後の課題

- ・ 公会計の整備については、財務書類の作成及び公表を継続し、経年変化、類似団体比較等のほか、財務状況の分析を行い、財務運営に活用する方策を確立し、市民により分かりやすい説明をする必要がある。
- ・ 資産・債務管理については、資産台帳の整備を最優先課題として取り組み、早期に完成させる必要があることから、平成22年度から段階的に整備するとともに、未利用資産の利用計画を作成し、有効活用する必要がある。また、資産・債務改革の方針を定め、実施可能な部分から取り組む必要がある。



用語の解説

※1 財政再建団体

平成21年3月までは、赤字額が標準財政規模の20%（本市の場合約117億円）以上になると、総務大臣の指定により財政再建団体となり、市債の発行制限、歳出の見直しなど国の指導をえながら財政運営を行うこととされていました。

平成21年4月からこの制度を定めていた法律が新しくなり、現在では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率のうち、いずれかが財政再生基準以上である場合に、「財政再生団体」として財政再生計画を策定し財政の健全化に取り組むこととされています。

※2 行政評価システム

行政の政策、施策、基本事業、事務事業の各階層ごとに、必要性、有効性、効率性、優先性、経済性などの様々な視点から科学的に分析、評価し、これを公表することによって説明責任を果たすとともに、行政運営の改善につなげていく仕組みをいいます。

※3 指定管理者制度

体育施設や文化施設、集会所、福祉施設などの公の施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された者に委任する制度をいいます。

平成15年6月の地方自治法の改正により制度化され、従来は、公共団体や財団法人などでなければ公共施設の管理運営を受託できなかったものが、民間事業者による管理運営もできることとなりました。

民間事業者の有するノウハウやサービス提供能力を公共施設の管理運営に活かすとともに、競争原理を導入することによって、効果的・能率的な管理運営や住民サービスの向上を実現することを狙いとしています。

※4 NPO

営利を目的とせず社会貢献活動を行う民間事業組織のことで、特定非営利活動促進法に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、法人格のない市民活動団体、ボランティア団体などのことをいいます。

それぞれの団体の社会的使命（ミッション）に基づいて様々な自主的・自発的活動を行っており、新たな公共サービスの担い手として社会的に重要な役割を期待されています。

※5 公募型協働推進事業

市民協働のまちづくりを推進するため、NPO等が企画提案した事業の中から、協働の推進に向けて先導的な事例となる事業を選定し、補助金を交付する事業です。

※6 もりおか市民活動支援室

町内会等地域活動団体やNPO等市民活動団体の活動支援や連携交流を行うため、平成21年にプラザおでつてに開設しました。

※7 公債費・市債

市が公共施設の整備等の目的で借り入れる長期の借入金を市債（歳入）といい、その元利償還金を公債費（歳出）といいます。

※8 グラウンドワーク

地域を構成する「住民」、「行政」、「企業」の三者が協働し、ワークショップによる計画づくりや資金、資材の提供、実際の作業などを分担し、自然環境や地域の施設等を改善・整備していく活動をいいます。

※9 ワークショップ

工房とか協働作業所という意味ですが、講演や説明会のように、一方的に話をする人がいて聞く人がいるという形ではなく、参加者がグループでの作業などを通じて情報やアイデアを出し合い、議論をし、お互いに学び合いながら、課題を発見したり、解決策をまとめ上げていく形の会議形式のことをいいます。

※10 パブリック・コメント

重要な施策や計画などを策定する場合に、その原案などを公表し、広く住民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮、検討して決定していく仕組みをいいます。

※11 臨時財政対策債

地方財源の不足に対応するため発行される、いわゆる「赤字地方債」の一つで、建設事業向けではなく経常経費にも充当できることとされています。地方財政法第5条の特例となる地方債で、この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が、後年度、地方交付税に算入されることとなっています。

※12 PFI

民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効率的・効果的に社会資本を整備しようとする手法をいいます。

PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）には、対象となる公共施設等として、

- ① 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- ② 庁舎、宿舍等の公用施設
- ③ 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- ④ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設

⑤ その他これらに準ずる施設で政令で定めるもの

が規定されています。

市では、平成17年度に、PFI事業導入に係る基本方針や導入手順等を「盛岡市PFI導入基本方針」として取りまとめ、適切な事業にPFIの手法を取り入れることとしています。

施設の設計、建設、維持管理、運営に民間のノウハウを積極的に取り入れる手法の一つであり、行政は、適切な監視、評価を行うことが必要です。

※13 公共サービス改革（いわゆる市場化テスト）

これまで国や地方公共団体が提供してきた公共サービスについて、行政と民間が対等な立場で競争入札に参加し、価格・サービスの質の両面の総合的な評価により、最も優れた者がサービスの提供を担っていくこととする仕組みで、平成18年6月2日に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が公布され、同年7月7日に施行されたことにより制度化されました。地方公共団体においては、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書、納税証明書等の交付事務等について、現行法令の規制緩和が行われ、この制度の対象とすることが定められました。

※14 DBO方式

Design Build Operateの略で、市が資金を調達し、施設の設計・建設から完成後の運営・維持管理までの一連の業務を市と契約を締結した事業を実施する事業者グループが行う方式です。

※15 盛岡市まちづくり研究所

市の現状及び課題を分析し、新たな政策に結びつけるため、岩手県立大学と共同で平成20年4月に設置した組織をいいます。

※16 パブリック・インボルブメント

直訳すれば「市民を巻き込むこと」となりますが、都市計画や公共事業などの計画段階や事業段階において、住民がその計画等の相談に加わることをいいます。

行政は、その計画等に関する情報を明らかにし、住民と意見、情報を交換できる場を提供したり、質問を受ける方策を講じたりしながら（住民自身も主体的に学習しながら）、合意形成を図っていくこととなります。

※17 電子入札

利用者登録、入札参加資格申請、入札書提出などの入札関連行為を電子的に行うシステムのことをいいます。

※18 入札等監視委員会

学識経験者等で組織される第三者機関で、入札及び契約手続の運用状況や競争参加資格の設定・確認、指名の経緯等について報告を受けたり、これについて審議をし、必要に応じて意見を具申することなどにより、入札及び契約の透明性の確保を図ることを目的としています。

※19 外部監査（制度）

平成9年6月の地方自治法の改正により、監査機能の専門性、独立性を一層充実させるとともに、住民の信頼をより高めるために導入されたもので、公認会計士、弁護士などの資格を有する者が、外部監査契約に基づき監査を行う制度をいいます。

外部監査には、外部監査人が、監査委員が行う財務監査の中から特定の案件を選択して実施する包括外部監査と、住民や議会からの請求など、特定の場合に監査委員の監査に代えて外部監査人が監査する個別外部監査とがあり、前者の場合は、都道府県、政令指定都市及び中核都市は必ず契約を締結、それ以外の市町村は条例で定めた場合に可能、また後者は、すべての普通地方公共団体に条例で定めた場合に可能とされています。

従来の監査委員制度と相まって、監査機能全体の強化が図られます。

※20 内部公益通報制度

市役所内部等における法令違反等の事実を早期に発見し、その実態を把握し、必要な措置を講ずる段階において、通報者が不利益な扱いを受けることのないよう保護しながら、職員等からの通報を受け付ける制度をいいます。

※21 不当要求行為対策

不当要求行為とは、暴力行為等の社会的妥当性を欠く行為等により自らの要求を実現する行為等を行い、不当要求行為対策とは、職員に対し不当要求行為があった場合にそれらを排除し、公務の適正な執行と職員の安全を確保するため組織的対応をとることをいいます。

※22 組織のフラット化・グループ制

組織のフラット化は、従来の組織（階層型）に対して、例えば次長職、課長補佐職を廃止するなどして役職の階層をできるだけ簡素化し、意思決定の迅速化を図ることをいいます。組織の機動性を発揮し、新たな行政課題や市民のニーズに迅速柔軟に対応できる利点があります。

グループ制は、従来の係制に対して、業務のまとまりごとに多人数で柔軟な運営ができる組織形態としたものをいいます。業務の繁閑に応じ、弾力的な職員配置や事務配分を行うなど限られた人員の有効活用が可能になる利点があります。

※23 地方公営企業法（全部適用・財務規定等の適用）

地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業をいい、盛岡市には、水道事業、下水道事業及び病院事業などがあります。

その能率的経営の促進と経営性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するため、地方公営企業の組織や財務、職員の身分などについて制定された法律です。地方公営企業法（以下「法」といいます。）の概要は次のとおりです。

- (1) 地方公営企業の業務を執行させるため、原則として、企業の管理者を置きます。管理者は、企業職員の任免・分課の設置・企業管理規程の制定等日常業務を執行する権限と責任を有します。
- (2) 地方公営企業の経理は、特別会計を設け、その経費は原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることとされています。また、経理の方法は、発生主義に基づく企業会計方式を

採用し、経営成績及び財政状況を明らかにすることとされています。

法に規定された7事業（水道、電気、ガス等）の地方公営企業については、当然に法の規定が全部適用されますが、その他の公営企業のうち、病院事業については、法の財務規定等（上記の(2)の部分）が当然に適用され、また条例で定めるところにより、病院事業に法の全部適用を、その他の事業に対しては法の全部または財務規定等を適用することができます。

盛岡市では、水道事業は、法に規定されている地方公営企業であり、法の規定が全部適用されています。

下水道事業は、法適用は任意ですが、財務の明確化・透明化と経営効率化・健全化の手段取得をねらいとして条例を制定し、17年度から法の財務規定等を適用しています。

病院事業は、法の規定により従来から財務規定等が適用されていますが、独立した企業体として経営責任の明確化や経営の自律性をさらに高めることにより経営改善を図るため、条例を改正し、19年度から法を全部適用しています。

※24 キャリアプラン

市職員としての将来的なありたい姿（キャリアビジョン）及び5年後のありたい姿（キャリアゴール）を定め、それらに到達するために必要な具体的行動計画をいいます。

※25 キャリア開発研修

職員が自分自身にあったキャリアプランを作成するため、これまでのキャリアを振り返り、自分自身の能力や価値観、組織の中で果たすべき役割などを考え、これからの具体的なキャリアプランを作成する研修をいいます。

※26 実質公債費比率

地方債協議制移行に伴い取り入れられた、財政規模に占める地方債の元利償還金などの割合を実質公債費比率といいます。ここでいう元利償還金などには、下水道などの公営企業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、PFIや一部事務組合等の公債費類似経費も含まれます。この比率が18%を超えると地方債許可団体へ移行するとされています。

※27 貸借対照表

貸借対照表（バランスシート）とは年度内の一定の時点（年度末）での資産や負債の状況を一覧表にしたものです。市がこれまでに蓄積してきた資産とそのために使われた財源を対比し、資産と負債といったストックの面から財政状態を明らかにすることが可能となります。

※28 行政コスト計算書

行政コスト計算書は民間企業でいう1年間の利益及び損失を表す損益計算書にあたるもので、貸借対照表（バランスシート）が過去に取得・形成した道路や建物など資産や負債の内容を示すものに対して、資産形成につながらない当該年度の市民への行政サービスにどのくらいの費用（コスト）がかかり、それをどのような収入で賄ったかを表したものです。貸借対照表がストックを表すものであるのに対し、行政コスト計算書は発生主義により収支（フロー）を表すものです。

※29 資金収支計算書

資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）は、行政活動を資金の流れからみたものであり、年度初と年度末の資金（財政調整基金、減債基金及び歳計現金）の増減内訳を一覧表にしたものです。基本的な考え方は、これまでの「歳入歳出決算書」と同じですが、キャッシュ・フロー（歳入歳出）を、一定の活動区分（行政活動・投資活動・財務活動）別に表示することにより、各々の活動における資金調達の源泉及び資金の用途を明確にすることができます。

▷ 減債基金：将来の地方債の償還及び信用維持のために設けられている基金のことです。

※30 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、行政コスト計算書上に表示されない、貸借対照表上の純資産の変動とその財源調達や用途を示すものです。例えば土地を一般財源で購入する場合は、基金や歳計現金から有形固定資産への変動であり、コストの発生は伴わないものです。他の財務諸表では表されにくい資産の取得や処分等とこれに伴う内部構成の変動を明らかにするものです。

別紙1 財政の見通しと実績比較(普通会計)

1 計画策定時における財政見通し

平成19年3月の財政見通しでは、平成20年度の中核市移行に伴う影響に加え、少子高齢化による扶助費の増等に対応するとともに、新市建設計画や総合計画事業を推進するため、歳入の確保と既存事業費の削減などを見込みました。

2 平成19年度以降の取組状況

平成19年度以降の取組結果は、次のとおりです。

(1) 歳入の確保

未利用財産・保留地の売払いについては3年間で約16億円を売却しました。

(2) 歳出の削減

人件費削減については、職員定員を計画の85人を上回る106人(中核市移行分除き)を削減した結果、3年間で約15億円の人件費を削減しました。

民間委託による事務事業費の削減は、可燃ごみ収集業務等に取り組み、3年間で約5億円の事業費を削減しました

補助金等の整理合理化については、3年間で317件、約8億5千万円を廃止・減額しました。

投資的経費の見直しについては、18年度決算額に対して抑制的に措置することとしていましたが、大規模施設整備が重なったため3年間で約19億4千万円の削減となりました。

内部管理経費の見直しについては、経常経費の見直しなどに努めましたが、中核市に移行した影響により3年間で約2千万円増額しました。

(3) 各年度の取組状況

① 平成19年度

歳入では、税制改正の影響もあり地方税が約26億円増加したものの、地方譲与税、地方交付税が合わせて約26億円の減となりましたし、財産売払い等による財産収入を16億3千万円とするなど、扶助費の増に対応するため、自主財源の確保に努めました。

歳出では、扶助費が9億6千万円増のほか、小中学校建設事業の影響で投資的経費が10億6千万円増でしたが、財政調整基金等積立金が10億8千万円増としましたし、公債費は4億1千万円減となりました。

② 平成20年度

歳入は、中核市移行に伴い普通交付税が25億3千万円増となりましたが、同じく中核市移行による県支出金の減(△10億6千万円)や、景気低迷による地方税の減(△2億8千万円)及び財産収入(土地売払収入・△12億9千万円)の減により、全体では30億円の減となりました。

歳出は、産業育成・支援施設及び中核市移行関連施設整備事業の終了、廃棄物処分場整備事業の減などにより投資的経費の17億8千万円減、定員適正化計画などによる人件費の5億7千万円減などにより歳入の減少に対応しました。

③ 平成21年度

歳入は、地方税世界同時不況による景気に影響で18億8千万円減となりましたが、地方交付税

が 12 億 8 千万円増、地方交付税を補うために特別に認められた臨時財政対策債が 11 億 7 千万円増などにより財源を確保しました。

歳出は、扶助費が 16 億円の増、国の地域活性化交付金の影響で投資的経費の 47 億 5 千万円増などとなりました。

3 平成 22 年度以降に向けて

経済状況の低迷から一部持ち直しの動きがあるものの、雇用情勢は依然として厳しい状況であり、市税収入や、地方交付税等の増加も見込めないことからより一層の市税等の徴収対策の強化により税収の確保に取り組む必要があります。

また、新市建設計画や総合計画事業を推進するには既存の事業を見直し、財源を確保する必要があります。

平成 16 年度以降、国の三位一体改革や低迷する経済状況から歳出の抑制を余儀なくされていることから、各年度の予算編成において的確に歳入歳出を見積もり、健全な財政運営を継続していく必要があります。

平成19年度以降の実績等

(単位:百万円)

	H19 (決算)	H20 (決算)	H21 (決算)	H22 (当初予算)
歳入 a	(69,604) 98,398	(69,630) 95,393	(72,297) 108,322	(68,080) 101,562
市税等	(48,106) 48,106	(47,493) 47,493	(45,550) 45,550	(44,466) 44,466
地方交付税等	(13,400) 13,400	(16,105) 16,105	(17,336) 17,336	(17,887) 17,887
国・県支出金	(1,048) 16,149	(1,550) 15,345	(3,640) 24,683	(22) 22,306
市債	(2,393) 9,985	(2,119) 8,914	(3,291) 10,021	(4,850) 11,447
その他	(4,657) 10,758	(2,363) 7,536	(2,480) 10,732	(855) 5,456
歳出 b	(68,758) 93,885	(68,755) 94,486	(71,033) 107,058	(68,080) 101,562
義務的経費	(35,781) 48,963	(37,368) 50,200	(38,294) 52,126	(38,452) 56,361
人件費	(16,500) 17,752	(15,453) 16,936	(15,692) 17,084	(15,237) 16,494
扶助費	(4,796) 14,995	(6,871) 17,886	(7,399) 19,488	(7,703) 24,040
公債費	(14,485) 16,216	(15,044) 15,378	(15,203) 15,554	(15,512) 15,827
投資的経費	(3,648) 11,519	(3,601) 12,498	(4,361) 17,252	(2,047) 13,307
その他	(29,329) 33,403	(27,786) 31,788	(28,378) 37,680	(27,581) 31,894
差引(a-b) c	(846) 4,513	(875) 907	(1,264) 1,264	(0) 0
基金取崩額	328	24	393	5
基金積立額	1,797	1,278	493	18
3基金残高	3,626	4,880	4,980	4,993
市債残高	139,725	135,981	132,960	139,467

※1 上段()書きは、一般財源内書きである。

※2 公的資金保証金免除借換債分を、平成19年度85百万円、平成20年度914百万円、平成21年度1,089百万円除いている。

参考<平成19年3月の5年間の財政見通し>

(単位：百万円)

	H18 (決算見込)	H19 (予算)	H20	H21	H22	H23
歳入 A	(69,896) 102,788	(67,009) 94,649	(68,385) 96,657	(67,537) 95,722	(67,420) 95,670	(67,400) 95,684
市税等	(46,593) 46,593	(48,262) 48,262	(49,144) 49,144	(48,677) 48,677	(48,972) 48,972	(49,716) 49,716
地方交付税等	(15,112) 15,112	(13,753) 13,753	(15,635) 15,635	(15,418) 15,418	(14,955) 14,955	(14,426) 14,426
国・県支出金	(1,074) 14,528	(1,412) 15,862	(876) 15,916	(876) 15,726	(876) 16,300	(876) 16,920
市債	(3,089) 14,497	(2,398) 9,534	(2,111) 9,534	(1,942) 9,435	(1,787) 8,728	(1,746) 8,080
その他	(4,028) 12,058	(1,184) 7,238	(619) 6,428	(624) 6,466	(830) 6,715	(636) 6,542
歳出 B	(69,896) 102,788	(67,009) 94,649	(68,510) 96,782	(67,762) 95,947	(67,346) 95,596	(67,224) 95,508
義務的経費	(37,434) 49,274	(36,566) 49,902	(39,383) 53,093	(39,554) 53,680	(39,099) 53,652	(39,039) 54,074
人件費	(16,313) 17,355	(15,660) 17,036	(16,765) 17,788	(16,557) 17,581	(15,655) 16,681	(15,380) 16,408
扶助費	(5,810) 16,231	(6,123) 17,474	(7,483) 19,825	(7,779) 20,540	(8,094) 21,293	(8,385) 22,084
公債費	(15,311) 15,688	(14,783) 15,392	(15,135) 15,480	(15,218) 15,559	(15,350) 15,678	(15,274) 15,582
投資的経費	(4,034) 14,927	(4,067) 13,702	(3,751) 13,549	(3,531) 12,917	(3,457) 12,474	(3,328) 11,908
その他	(28,428) 38,587	(26,376) 31,045	(25,376) 30,140	(24,677) 29,350	(24,790) 29,470	(24,857) 29,526
差引 (A-B)	0	0	(△125) △ 125	(△225) △ 225	(74) 74	(176) 176
基金取崩額	2,491	526	125	225		
基金積立額 (庁舎整備分も含む)	737	15			74	176
3基金残高	2,158	1,647	1,522	1,297	1,371	1,547
市債残高	144,392	141,516	138,620	135,437	132,312	128,049

() は一般財源

今後5年間の財政計画

歳入については、平成20年度の中核市移行に伴い、普通交付税は約20億円程の増額が見込まれます。市税も中央に比べると動きは鈍いものの、増収傾向に向かいます。また、市債は臨財債を除いて予算総額の8%以内とし、公債費の抑制を図ります。

歳出については、中核市移行に伴う人件費の増が見込まれますが、定員適正化計画に基づく定数削減を行い抑制に努めます。退職数の増加による退職手当の増、少子高齢化による扶助費の増等に対応するとともに、新市建設計画や総合計画事業を推進するため、平成20,21年は物件費、計画以外の普通建設事業を削減します。

差引額のマイナスは基金の取崩で対応するとともに、プラスの場合は将来の庁舎整備などのために基金に積み立てることとします。

別紙2 経費節減等の財政効果額

取組期間における経費節減等の財政効果額は約70億円で、計画策定時の見込みを約7億円上回りました。歳入確保策においては、市税等の収納率向上対策に取り組んだこと等により計画額を約7億円上回りました。また、歳出削減策においては、中核市移行に伴う影響等で物件費等の見直しの成果が現れなかったため内部管理経費が計画額を下回ったものの、人件費や民間委託による事務事業費の削減、さらに投資的経費の見直しにより、ほぼ計画額どおりとなりました。

(上段:計画額, 下段:実績額/単位:百万円)

	H19	H20	H21	合計
経費節減の効果額 計[(A)+(B)]	1,666	1,869	2,765	6,300
	2,521	1,886	2,121	7,063
歳入確保策〔①～③〕 (A)	777	380	350	1,507
	1,304	126	231	2,196
税の徴収対策 ①	0	0	0	0
	123	225	179	527
使用料・手数料の見直し ②	0	0	0	0
	0	4	4	8
未利用財産の売払い等 ③	777	380	350	1,507
	1,304	126	231	1,661
歳出削減策〔④～⑧〕 (B)	889	1,489	2,415	4,793
	1,217	1,760	1,890	4,867
人件費削減 ④	161	356	551	1,068
	318	574	687	1,579
職員数削減(議員含む。)	156	351	546	1,053
	313	568	681	1,562
その他(職員互助会補助金)	5	5	5	15
	5	6	6	17
民間委託による事務事業費削減 ⑤	123	151	208	482
	108	185	219	512
うち指定管理者制導入によるもの	39	39	39	117
	39	53	74	166
補助金等の整理合理化 ⑥	308	305	302	915
	313	274	263	850
投資的経費の見直し ⑦	222	248	442	912
	412	826	710	1,948
内部管理経費の見直し ⑧	75	429	912	1,416
	66	△ 99	11	△ 22

※1 効果額は、平成18年度を基準として、財政健全化・歳出合理化等のために自主的に取り組む経費節減等による削減額である。

※2 対象は普通会計で、金額は一般財源ベースである。

別紙3 民間委託可能業務の取組結果

I

委託可能な業務量が一定程度まとまっているもので、委託により定数削減が見込まれるもの

1 広報もりおか発行業務、もりおか暮らしの便利帳発行業務（広聴広報課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	\	発行回数の検討 ↓ 方針決定・関係機関調整等	方針に沿って措置 ↓ 民間委託調査検討 ↓ 方針決定・関係機関調整等	方針に沿って措置 ↓ 方針に沿って措置
取組結果	・広報もりおかについては、掲載内容の優先度や紙面構成・編集等広報製作上の市の判断が編集過程において求められ、民間事業者が創意工夫を生かしながら効率的に業務を遂行できる余地が限定的であることから、当面直営で行う。 ・もりおか暮らしの便利帳については民間委託による発行手法について先進事例を収集するなどした結果、20年度に官民協働の手法により市の経費負担なしで発行して、全世帯に配布した。			

2 庁舎管理業務(全体)（管財課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	\	民間委託調査検討 ↓ 方針決定	方針に沿って措置	
取組結果	・本庁舎本館は平成22年度から25年度まで耐震補強工事が行われる予定であり、工事の進捗状況により委託内容が変わることから、工事終了までコスト比較が困難な状況である。当面、現状を維持することとし、本庁舎本館耐震補強工事が終了する平成25年度を目途に再検討することとする。			

3 庁舎管理業務(守衛)（管財課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	関係団体との協議等	一部委託の実施 ↓ 検証 ↓ 一括委託実施	一括委託の実施	
取組結果	・19年4月から夜間の守衛業務について委託を実施した。その実施状況を踏まえ、20年4月から一括委託を実施した。			

4 公用車運転業務（職員課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表				
取組結果	<p>・運転技士の退職者不補充を基本とし、家庭系可燃ごみ収集業務等を含めた運転業務全体で運転技士の配置等の調整を図りながら順次委託を進めている。</p> <p>・テレビ都南の運転業務については、19年度から指定管理者制へ移行した。</p>			

5 自動車管理事務（整備）（管財課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表				
取組結果	<p>・自動車管理事務（整備）の委託について詳細なコスト比較を試みたが、民間事業者では、「整備のみでは受託できない」又は「一部の特殊車両について保険料の設定ができない」とのことから、コスト比較に至らず、市が当初予定していた“全ての車両の管理を委託”することは困難な状況であり、当面は、直営とするが、コスト比較の手法などについて引き続き検討する。</p>			

6 スクールバス運行業務（学務教職員課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表				
取組結果	<p>・都南東小学校と乙部中学校のスクールバスについては、コスト面で効率化につながらなかったため、他の公用車運転業務との組み合わせを検討したが、運行時間帯があわないなどの状況から、効率化は困難であり、委託は見送ることとした。当面、現状を維持する。</p>			

7 家庭系可燃ごみ収集業務（資源循環推進課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表				
取組結果	<p>・21年4月に1台を委託し、14年度からの委託累計は16台となっている。22年度も2台委託を実施していく。</p>			

8 廃棄物処分場管理運営事業（リサイクルセンター）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	\	民間委託調査検討 （粗大処理施設等の 整備方針の検討） ↓ 関係者協議	民間委託調査検討 ・関係機関調整等 ↓ 方針決定	方針に沿って措置
取組結果	・現施設は老朽化が進んでおり、修理の必要な設備が多く、委託は困難であることから、現施設については、現状を維持する。 なお、22年度に廃棄物処理施設全体の整備方針を検討し、23年度以降方針に沿って措置するが、再整備に当たっては民間活力の導入も含めて検討することとする。			

9 資源ごみ分別作業所管理運営事業（リサイクルセンター）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	\	民間委託調査検討 （分別作業所等の 整備方針の検討） ↓ 関係者協議	民間委託調査検討 ・関係機関調整等 ↓ 方針決定	方針に沿って措置
取組結果	・非常勤職員と臨時職員の任用による効率的な運営を行っていることに加え、現施設は老朽化が進んでおり、委託は困難であることから、現施設については、現状を維持する。 なお、22年度に廃棄物処理施設全体の整備方針を検討し、23年度以降方針に沿って措置するが、資源ごみの分別作業は民間事業者においても行われていることから、民間事業者への業務委託も含めて検討していくこととする。			

10 健康相談事業（健康推進課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	\	民間委託調査検討 （医療制度改革の動 向調査等）	方針決定	方針に沿って措置
取組結果	市が委嘱した保健推進員との協働により実施しており、地域ニーズにあった保健活動を展開する観点から委託になじまないこと、民間では対象者別の相談窓口や相談機関は数か所はあるものの、地域住民を対象にした幅広い健康相談への専門職種を派遣できる機関がないことから、現状を維持する。			

11 集団健康教育（健康推進課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	\	民間委託調査検討 （医療制度改革の動 向調査等）	方針決定	方針に沿って措置
取組結果	出前講座、地区健康講座、病態別栄養教室等は、市が委嘱した保健推進員との協働により実施しており、地域ニーズにあった保健活動を展開する観点から委託になじまないこと、保健所フェスタ（19年度までの「健康づくりのつどい」から名称変更）は、盛岡市医師会を始めとした十数団体から無償協力を得るなど、協働の土台ができていないこと、同様の事業を委託実施している他都市に比べ、少ない予算で実施していることから、現状を維持する。			

12 訪問指導事業（健康推進課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 民間委託調査検討 （医療制度改革の動向 調査・地域包括支援セン ターとの協議等） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 方針決定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 方針に沿って措置 </div>
取組結果	<p>訪問指導事業は、保健師の地区担当制により実施しており、担当保健師が健康相談等ほかの事業と併せて受け持つことで効果的に進めているものであることから、事業全体の委託は行わない。</p> <p>しかし、訪問指導事業のうち、ひとり暮らし高齢者実態把握については、地域包括支援センター（※）等へ委託（協働）することが緊急時等の地域での支援の充実につながる可能性があり、関係課で協議を行ってきたが、22年度から業務が介護高齢福祉課高齢者支援室に一本化されることから、引き続き担当課で検討する。</p> <p>※地域包括支援センター…地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、市町村又は市町村から委託を受けた法人が設置する機関。（盛岡市内に7箇所）</p>			

13 雇用相談事業、U・Iターン支援事業、インターンシップ事業（企業立地雇用課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 事業廃止の検討、 委託の場合は民間 委託調査検討 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 方針決定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 方針に沿って措置 </div>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用相談事業は、非常勤職員で対応してきたが、年間相談件数が年170件程度と少ないことから、業務の効率化のため非常勤職員を廃止し、平成20年度から常勤職員が通常業務において対応している。 ・U・Iターン支援事業は、他団体が実施している年2回のイベントに参加し情報を提供している事業であり、民間に委託することで経費の大幅な削減は見込みにくいことから、今後も直営で実施する。 ・インターンシップ事業は、同種の業務を組み合わせるなどの工夫により委託に適する業務量とできないか検討を行ったが、組み合わせ可能な業務も無く、事業費が少ない（21年度予算30千円）ことから、今後も直営で実施する。 			

14 道路橋りょう維持管理事業（道路管理課、[玉山]建設課）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 民間委託調査検討 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 方針決定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 方針に沿って措置 </div>
取組結果	<p>職員の退職の状況に応じ、現在も委託している側溝補修や道路の草刈作業を中心に、委託が有効であると判断される作業について委託を拡大する。</p>			

15 ポンプ場維持管理事業, 終末処理場維持管理事業, 下水管渠施設維持管理事業 (施設管理課)

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	\	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 雨水高速処理施設の整備方針の検討と併せて中川原流域下水道接続後の管理体制の検討 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 方針決定 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 方針に沿って措置 </div>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度の流域下水道接続により, 中川原終末処理場は廃止する。 ・終末処理場維持管理事業のうち汚水処理業務は, 終末処理場の廃止まで現状を維持する。 ・終末処理場維持管理事業のうち污泥処理業務は, 22年度から終末処理場の廃止まで委託する。 ・新たに業務開始となる雨水高速処理施設の運転管理業務は業務開始時から委託し, 併せてポンプ場等の遠隔監視・遠隔操作業務及びポンプ場維持管理事業を委託する。 ・下水管渠維持管理事業は, 事後保全から予防保全的維持管理に移行することをめざし, 26年度以降, 可能な部分から段階的に移行する。 			

16 沢田浄水場(夜間)運転管理業務 (水道部浄水課)

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 委託 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 委託業務 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 方針決定 </div>
取組結果	<p>夜間における運転管理について, 18年度から民間委託を開始し, 職員の勤務体制についてはそれまでの夜間勤務(職員2名体制)から宿直勤務(職員1名体制)にした。19年度には職員による宿直勤務を廃止。21年度からは, 土日・祝日の昼間についても委託を実施。</p>			

17 公共工事の積算・監督等に係る業務 (道路建設課等)

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	\	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 関係部署による検討組織を設置し課題の整理・検討 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 方針決定 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 方針に沿って措置 </div>
取組結果	<p>委託可能な業務について, 業務量を勘案し, 委託化を進める。</p>			

18 栄養士給食材料購入事務（市立病院）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表		委託		
取組結果	18年度に委託の方針を決定。 19年4月1日から調理・配膳業務等と一括して、委託を実施した。			

19,20 学校給食調理業務・学校給食ボイラー業務（学務教職員課，都南学校給食センター）

	18年度	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	学校給食調理業務 関係者意見聴取・諸課題調査検討・検証 ↓ 試行準備・試行予定校での説明会・ ↑	学校給食ボイラー業務 民間委託調査検討 (調理業務と一体)	調理業務 ↓ 方針決定 ↑ 方針決定	方針に沿って措置 方針に沿って措置
取組結果	都南学校給食センターの調理及びボイラー業務の委託については、21年度に保護者等の意見を確認した上で委託実施の方針を決定し、22年度から方針に基づき措置することとした。 単独調理校については、小規模調理場における委託の有効性の検証や、請負契約に関する労働関係法令の運用動向を見極める必要等の課題がある。 そのため、学校給食検討会の報告を参考にするとともに、保護者・学校関係者の意見聴取等を行い、23年度までに方針を決定することとする。その後、方針に基づき実施計画を作成し、25年度以降に必要な措置を行うこととする。			

21 ごみ焼却業務（クリーンセンター）

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 (現施設～施設更新～)
行革方針工程表	退職者不補充で再任用・人材派遣	当直班の一部を委託で編成	直営2班体制 委託3班体制	直営1班体制(兼 運転管理監督) 委託4班体制
取組結果	退職者不補充を基本に、22年度から段階的に委託化を進める。22年4月からは、当面当直班のうちの1班の業務を委託する。			

22 保育所管理運営業務（児童福祉課）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
行革方針工程表	【共通】 関係機関調整 第1次民営化 【津志田保育園】 移管法人の決定 【なかの保育園】 移管法人の決定	引継ぎ保育 移管法人の決定	検証 移管 引継ぎ保育	第2次民営化 移管	本宮、飯岡、くろいしの保育園の3園を順次民営化
取組結果	<p>第1次民営化実施計画に基づき、津志田保育園を20年4月に民間へ移管し、また、なかの保育園については21年4月に民間へ移管した。</p> <p>津志田保育園に関しては、19年4月から引継保育を実施し、その後、保護者・移管先法人・市による三者懇談会を開催し、円滑な移管に向けた準備を行い20年4月1日に移管した。民営化による財政効果等について検証し、21年11月に公表した。</p> <p>また、なかの保育園に関しては、20年4月からは引継保育を実施し、その後、保護者・移管先法人・市による三者懇談会を開催し、円滑な移管に向けた準備を行い21年4月1日に移管した。今後、民営化による財政効果等について、検証することとしている。</p> <p>21年11月に、第2次民営化実施計画を策定し、公表した。</p> <p>その内容は、24年4月に本宮保育園、25年4月に飯岡保育園、26年4月にくろいしの保育園の3園を順次民間に移管する計画である。当該保育園の保護者に対して、保護者説明会を開催した。</p> <p>22年度には、本宮保育園の移管先法人を決定し、本宮保育園の保護者、移管先法人及び市の三者による懇談会を随時開催していく予定としている。</p>				

II

委託可能な業務量が少なく、委託にあたって、同種の業務を組み合わせるなどの工夫により定数削減が見込まれるもの

業務名	委託可能業務の概要
・ 調査広聴事業	市民意識調査・市政モニターの内容の入力作業
・ ホームページ運用事業	市のホームページのコンテンツ作成支援
・ 市長定例記者会見事業	市長定例記者会見のテープ起こしほか
・ 財産管理事務	市の財産管理のための資料収集・整理・現地調査ほか
・ 内部系情報システム運用事業	職員からの問い合わせに回答するなどのヘルプデスク的な業務
・ IT活用推進事業	公共施設に設置したインターネット端末の運用管理業務ほか
・ 各課業務支援事業	住民記録データを元にした各種データ集計業務ほか
・ 市政見学会事業	市政見学会の資料調製・添乗ほか
・ 男女共同参画施策推進事業	情報誌の発行作業、女性団体の登録に関する事務ほか
・ 環境モニター事業	環境モニターの機器設置・撤去・報告書作成ほか
・ 各種環境啓発事業	出前講座、環境パネル展等の運営ほか
・ 自然環境保全啓発事業	図画コンクール・作品展示会の運営ほか
・ 事業系一般廃棄物減量等推進事業	多量排出事業者へのごみ減量及び資源化の訪問指導ほか
・ 資源集団回収報奨金交付事業	報奨金の団体登録に関する事務ほか
・ ポイ捨て防止啓発事務事業	事業所等の訪問指導・啓発チラシの作成ほか
・ 母親教室	初妊婦とその家族を対象とした母親教室の運営ほか
・ 育児教室	乳児とその親を対象とした育児教室の運営ほか
・ ママの安心テレホン	妊産婦を対象とした電話相談業務
・ 妊産婦新生児訪問指導事業	妊産婦宅への訪問指導業務
・ もりおか老人大学開催事業	学生の募集・各種講座の運営ほか
・ 高齢者対策推進事業	満65歳以上高齢者の世帯類型調査のデータ入力作業ほか
・ 障がい者スポーツ大会開催事業	障がい者スポーツ大会開催の事務局業務
・ 手話講座等開催事業	講座の企画・運営
・ 盛岡市の物産と観光展開催事業	物産と観光展の企画・運営
・ 盛岡市産業まつり開催事業	産業まつりの企画・運営
・ 盛岡市特産品振興協議会事業	協議会の事務局業務ほか
・ 鮭・鮎等稚魚放流事業	稚アユ・稚ヤマメの放流、アユ釣り教室の開催
・ 市場運営協力会事務事業	市場内関係団体及び開設者(市)で組織する協力会の事務局業務
・ グリーンバンク運営事業	「グリーンバンク」の事務局業務
・ 庭園木引取事業	処分される庭園木などの市の公共施設への移植に関する業務
・ 花と緑のガーデン都市づくり	ハンギングバスケットフェアの運営ほか
・ 河川清掃等維持管理事務	小規模の水路の清掃、草刈作業ほか
・ もりおか市議会だより発行事業	市議会だよりの取材・原稿作成ほか
・ 生涯学習推進事業	学習ガイドの作成・配布、人材登録・派遣に関する事務ほか
・ 歴史・文化資源等調査普及活用事業	指定文化財以外の地域の歴史的文化的資源・遺産に関する調査ほか

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	業務の組合せ等検討	方針に沿って措	→
	方針決定		
	民間委託の場合		
	非常勤化等	方針に沿って措置	→
	委託困難の場合		
進捗状況	検討の進捗状況及び方針内容については次ページのとおり。		

1 委託化の方針が決定したもの

(1) 職員(非常勤職員・臨時職員を含む)の削減が見込まれるもの
該当なし

(2) 職員(非常勤職員・臨時職員を含む)の削減を伴わないもの

業務名	方針内容
もりおか老人大学開催事業	21年度から一部委託により実施する。
花と緑のガーデン都市づくり	19年度より、もりお花ハンギングバスケットフェアの運営を委託し、効率化を図った。

2 事務改善の方針が決定したもの

(1) 非常勤職員化, 臨時職員化を行うもの

業務名	方針内容
高齢者対策推進事業	繁忙期の人員体制を見直し, 効率化を図る。
生涯学習推進事業	19年度より業務改善, 人員体制見直しを実施。

(2) 市民や関係団体等との協働を行うもの

業務名	方針内容
IT活用推進事業	20年度よりSNSの運用をボランティアとの協働で実施。
障がい者スポーツ大会開催事業	20年度より関係団体との協働により実施。
鮭・鮎等稚魚放流事業	19年度より協働の範囲を拡大して実施。
河川清掃等維持管理事務	20年度よりモデル地区で地元団体と協働で実施。
歴史・文化資源等調査普及活用事業	19年度より一部協働で実施。

(3) 業務の効率化等の事務改善を行うもの

業務名	方針内容
市政見学会事業	市民意見を採り入れるため平成20年度にアンケートを実施。21年度の事業計画の参考とし, 成果向上を図る。
もりおか市議会だより発行事業	紙面構成を見直すなど, 成果向上に向けて取り組む。

3 現状維持するもの

業務名	方針内容
調査広聴事業	組合せ可能な業務がなく, コスト面で非効率となる。
ホームページ運用事業	システム更新時に業務改善を検討することとする。
市長定例記者会見事業	組合せ可能な業務がない。
財産管理事務	組合せ可能な業務がない。
内部系情報システム運用事業	障害対応力の低下や, コスト面で非効率となる。
各課業務支援事業	障害対応力の低下や, コスト面で非効率となる。
男女共同参画施策推進事業	コスト面で非効率となる。
事業系一般廃棄物減量等推進事業	組合せ可能な業務がない。
資源集団回収報奨金交付事業	組合せ可能な業務がない。
ポイ捨て防止啓発事務事業	組合せ可能な業務がない。
母親教室	
育児教室	
ママの安心テレホン	
妊産婦新生児訪問指導事業	4業務組み合わせでの委託先の有無等について検討したが, 受け手がない。
手話講座等開催事業	コスト面で非効率となる。
盛岡市の物産と観光展開催事業	組合せ可能な業務がなく, 受け手もない。
盛岡市産業まつり開催事業	組合せ可能な業務がなく, 受け手もない。
盛岡市特産品振興協議会事業	組合せ可能な業務がなく, 受け手もない。
市場運営協力会事務事業	現時点では受け手がない。
グリーンバンク運営事業	組合せ可能な業務がなく, 受け手もない。
庭園木引取事業	業務軽減等のメリットが小さく, コスト面で非効率。
環境モニター事業	
各種環境啓発事業	業務軽減等のメリットが小さい。
自然環境保全啓発事業	

別紙4 公共施設の管理運営について

I	現在の管理運営体制	今後の管理運営の方向性
	直営	(当面)直営
19年度 方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜民文化会館 ・ 浜民勤労者研修センター ・ 原敬記念館 ・ 先人記念館 ・ 子ども科学館 ・ 歴史民俗資料館<都南, 玉山> ・ 区界高原少年自然の家 ・ 火葬場 	
20年度 方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館<中央, 上田, 河南, 都南, 西部, 浜民, 松園地区, 見前地区, 飯岡地区, 乙部地区, 好摩地区, 玉山地区, 藪川地区, 中央公民館太田分館> ・ 図書館<市立, 都南, 浜民> ・ 農業構造改善センター<飯岡, 乙部> ・ 生活改善センター<川目, 玉山> ・ 就業改善センター ・ 玉山健康増進センター ・ 体育館<飯岡, 乙部, 好摩> ・ 幼稚園 	
(当面)直営施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ防災センター ・ コミュニティ消防センター<山田地区, 好摩地区, 馬場地区, 桑畑地区> ・ 飲料水供給施設<一本松, 川目> ・ 児童遊園 ・ 夜間急患診療所 ・ 市立病院 ・ 産業支援センター ・ 江柄地区農業集落飲雑用水供給施設 ・ 中央卸売市場 ・ 法定外道路 ・ 都市公園 ・ 農村公園 ・ 下水道 ・ 水路 ・ 汚水処理施設<手代森> ・ 農業集落排水施設<太田, 乙部, 太田第二, 上飯岡, 下飯岡, 乙部第二, 巻堀> ・ 水道 ・ 前田簡易水道施設 ・ 小学校, 中学校, 高等学校 ・ 遺跡の学び館 	

1 浜民文化会館 (生涯学習課)

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	管理単位・公募適否等検討 連携団体・関係機関・利用者	方針決定 方針に沿って措置 (指定管理体制に移行する場合) 条例整備 仕様概要公表 公募 審査 指定 協定締結準備	指定管理者制
取組結果	利用者からアンケートや利用団体からの意見聴取を実施し、また他の同種施設の管理運営状況等を勘案し検討を行った結果、21年4月からの指定管理者制度移行の方針を決定した。20年度は、指定管理者の選定に向けた手続きを行い、12月市議会定例会での指定議決を経て、指定管理者を選定した。21年度から指定管理体制を導入した。		

2 汎民勤労者研修センター（産業振興課）

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">関係機関調整</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">方針決定</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">方針に沿って措置</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">(指定管理者制に移行する場合)</div> <div style="margin: 0 5px;">↓</div> <div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条例整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">仕様概要公表</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公募</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">協定締結準備</div> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">指定管理者制</div>
取組結果	<p>この施設は、盛岡工場団地の勤労者を対象に研修を実施する目的で整備された。同種の施設と比較し、指定管理者制度に移行しても経費面でメリットが見出せないことから、当面現行のとおり直営で運営する。</p>		

3 原敬記念館・先人記念館・子ども科学館（歴史文化課）

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">市民との協働事業の企画・実施</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">利用者・関係者意見の把握</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">方針決定</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">方針に沿って措置</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">(指定管理者制に移行する場合)</div> <div style="margin: 0 5px;">↓</div> <div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条例整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">仕様概要公表</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公募</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">協定締結準備</div> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">指定管理者制</div>
取組結果	<p>21年4月からの指定管理者制度移行の方針を決定した。 20年度は、指定管理者の選定に向けた手続きを行い、原敬記念館・先人記念館については12月市議会定例会での指定議決を経て、指定管理者を選定した。 子ども科学館は、公募により指定管理者を募集したものの応募する団体がなかったことから、今後の管理運営の方針について再度検討することとし、21年度は直営による管理運営を継続することとした。</p>		

4 歴史民俗資料館〈都南, 玉山〉（歴史文化課）

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">博物館・学校教育との連携 市民との協働・出前講座等</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">施設機能変更検討</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">方針決定</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">方針に沿って措置</div> </div>		
取組結果	<p>施設の管理運営状況や入館者の状況を勘案し、今後の方向性について検討を行った結果、都南歴史民俗資料館では非常勤職員により管理運営を行っているなど経費面で指定管理者制度導入のメリットがほとんどないことから、当分の間現状のまま直営による管理運営を行う。</p>		

5 区界高原少年自然の家（生涯学習課）

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表			
取組結果	<p>運営委員会、利用団体や関係団体に対して意見聴取、特に利用者の6割を占める学校からの意見を求めていくと同時に教育課程における位置付けについても検討を行った結果、この施設は第二の学校と位置付け、学校教育課程を考慮した学習プログラムを提供する野外体験教育施設として、また、自然体験を通して環境教育や心の教育などを行う施設として指導主事は必置であることから、今後も直営管理とする。</p>		

6 火葬場（市民登録課）

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表			
取組結果	<p>新施設の設計・建設から完成後の維持管理・運営（指定管理者制度）までの一連の業務について、民間活力を導入するDBO方式により実施することとし、公募型プロポーザル方式により事業者の募集・選定を行い、優先交渉権者に決定した事業者グループと21年6月に基本契約を締結した。 新施設の設計・建設に係る工事請負契約と指定管理者の指定に係る議案が市議会9月定例会において議決され、10月に新施設の設計に着手した。22年度に着工、23年11月に火葬棟を部分供用開始、24年10月に全面供用開始の予定である。</p>		

7 公民館〈中央、上田、河南、都南、西部、渋民、松園地区、見前地区〉（生涯学習課）

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表			
取組結果	<p>制度移行に向けた検討を行ったほか、連携団体、関係機関などから制度移行に関する意見聴取を行った。また公民館を利用する社会教育関係団体へのアンケート調査を行い、意見を聴取した。 文化会館を併設している都南公民館、河南公民館の2館について、文化会館と一体となった新たな公民館事業の展開が期待できるなど指定管理者制度導入によるメリットが大きいと判断し、22年4月から指定管理者制度へ移行することとした。 中央公民館は、市内の公民館の指導、監督の役割を担うことから直営による管理運営を継続することとした。 上田公民館、西部公民館は、多様な施設内容を有し、図書活動事業、地域社会教育、放課後子ども教室等広範な事業を展開していることから、都南公民館、河南公民館の導入効果の検証等を行ったうえで23年度以降、制度導入について検討することとした。 渋民公民館は、文化会館及び図書館との複合施設であり、21年度から施設及び文化会館の管理運営について指定管理者制度を導入したばかりであることから、その推移を見極めたうえで23年度以降検討することとした。 地区公民館は地域密着型の施設であることから、当面直営による管理運営を継続しながら、管理運営のあり方について、地域や利用者への働きかけも含めた検討を行うこととした。</p>		

8 図書館<市立, 都南, 渋民> (生涯学習課)

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	市民との協働事業の企画・検討・実施		
	先行事例の検証 連携団体・関係機関・利用者意見聴取	方針決定	方針に沿って措置 (指定管理者制に移行する場合) 条例整備 仕様概要公表 公募 審査 指定 協定締結準備
取組結果	<p>制度移行に向けた検討を行ったほか、連携団体、関係機関などから制度移行に関する意見聴取を行った。また、指定管理者制度を導入している先進地を視察する等、情報収集に努め、これらの内容を基に検討を行った。</p> <p>指定管理者制度導入施設の先行事例を検証したが、指定期間の終了と同時に制度の導入を取りやめた自治体もあるなど、長期にわたり図書館の業務に精通した人材を継続的に確保することについては課題が多く、かつ、現時点では解決しがたい状況である。</p> <p>このため、市立図書館及び都南図書館については、当面、指定管理者制度は導入しないこととするが、全国の他の図書館において比較的多くの導入事例がみられる窓口業務と移動図書館運営業務を民間に委託することとする。</p> <p>上記2館に比べ小規模な渋民図書館は、公民館及び文化会館との複合施設であり、公民館事業との連携を図るなど、一体的な運営がなされていることから、当面直営を継続することとし、渋民公民館と併せて指定管理者制度導入を検討することとする。</p>		

9 飯岡地区公民館・飯岡農業構造改善センター・飯岡体育館 (生涯学習課, 農政課)

乙部地区公民館・乙部農業構造改善センター・乙部体育館 (生涯学習課, 農政課)

生活改善センター(川目) (農政課)

好摩地区公民館・就業改善センター・好摩体育館 (生涯学習課, 産業振興課)

玉山地区公民館・玉山生活改善センター・玉山健康増進センター (生涯学習課, 産業振興課)

菟川地区公民館 (生涯学習課)

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	公民館のあり方の検討 支所・出張所のあり方の検討	方針決定 方針決定	併設施設管理一体化の検討・決定 方針に沿って措置
	<p>公民館及び他の施設の職員は出張所の職員が併任しており、指定管理者制度の導入については、支所・出張所の今後の在り方と関連付けて検討する必要がある。</p> <p>支所・出張所の今後の在り方については、「現行の支所・出張所の機能を今後も維持するとともに、必要な見直しを行い、引き続き窓口の利用環境や事務の改善等に取り組む。支所・出張所の機能や組織体制等については、地域における行政サービスの提供の在り方等と関連付けながら、市の行政運営の全体の枠組みの中で検討を行う」とする基本方針を22年3月に決定した。</p> <p>このことから、併設されている公民館及び他の施設については、当面は直営による管理運営を継続することとし、地域における行政サービスの提供の在り方や支所・出張所の組織体制等の検討と併せて、引き続き組織の在り方等の検討を行うこととする。</p> <p>なお、生活改善センター(川目)については、近隣に新設予定の公共施設があることから、今後の施設の在り方等について引き続き検討する。</p>		

10 幼稚園（学務教職員課）

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 幼児教育振興 プログラムの策定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 存続・再編について調査・検討 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 方針決定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 方針に沿って措置 </div>
取組結果	<p>市立幼稚園のうち、旧盛岡市に立地する3園は、市内でも人口が比較的少なく、当該施設のほかに幼児教育施設がない地域に位置し、地域の幼児教育において重要な役割を果たしている。また好摩幼稚園は玉山区で唯一の幼児教育施設である。いずれの園も、立地条件の影響から市内のほかの私立幼稚園に比べて運営規模が小さく、採算性の面から民間事業者の参入は見込めない施設と考えられる。 このことから、当面直営を継続することとする。</p>		

II	現在の管理運営体制	今後の管理運営の方向性
	直営	指定管理者制

⇒

- ・ 牧野<区界牧野, 岩神牧野, 山谷川目牧野, 姫神実験牧場>
- ・ 市営住宅, 改良住宅, コミュニティ住宅

1 牧野<区界牧野, 岩神牧野, 山谷川目牧野, 姫神実験牧場> (農政課, 産業振興課)

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	仕様の見直し・ 再公募時期検討		→
取組結果	これらの施設については、現在指定管理者の受け手がないことから、当面の間直営とする。時期を見て仕様の見直し及び再公募について検討する。 なお、岩神牧野は20年3月に廃止されている。		

2 市営住宅・改良住宅・コミュニティ住宅 (建築住宅課)

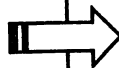
	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	仕様概要 公表	公 募	審 査
	指 定	協定締結 準備	指定管理者制
			→
取組結果	20年4月1日から指定管理者制に移行した。		

Ⅲ	現在の管理運営体制	今後の管理運営の方向性
	指定管理者制	⇒

<ul style="list-style-type: none"> ・ 有線テレビジョン放送施設(テレビ都南) ※H23廃止 ・ 女性センター ・ 地区活動センター<13地区> ・ 墓園<青山, 新庄, 古川> ・ 余熱利用健康増進センター〔ゆびあす〕 ・ 地域福祉センター ・ 身体障害者福祉センター ・ しらたき工房 ・ 知的障害児通園施設(ひまわり学園) ・ 老人福祉センター<25地区> ・ 老人憩いの家<つなぎ, 西青山, 高松, 山岸> ・ 世代交流センター ・ 軽費老人ホーム(けやき荘) ・ 児童館<38地区> ・ 母子生活支援施設(かつら荘) ・ 都南サイクリングターミナル ・ 中央通勤労青少年ホーム ・ 勤労福祉会館 ・ 都南勤労福祉会館 ・ 中高年齢者勤労福祉センター(サンライフ盛岡) ・ 観光文化交流センター ・ もりおか啄木・賢治青春館 ・ 生活改善センター<砂子沢, 岩洞> ・ 地区振興センター ・ <庄ヶ畑, 大葛, 中津川, 銭掛, 築川, 上米内, 姫神> ・ 外山森林公園 ・ 都南つどいの森 ・ 盛岡駅前自転車駐車場 ・ 駐車場 ・ <岩手公園地下, マリオス立体, 盛岡駅西口地区> ・ 公園<岩手〔盛岡城跡公園〕, 高松> ・ 岩洞湖家族旅行村休憩施設 ・ 岩洞湖家族旅行村テニスコート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物公園 ・ 都南中央公園プール ・ 野球場<市営, 太田橋, 渋民> ・ 体育館<盛岡, 都南> ・ プール<総合, 高松> ・ アイスアリーナ ・ 屋内ゲートボール場 ・ 武道館 ・ 弓道場 ・ スポーツセンター<太田, 綱取> ・ テニスコート<太田, 好摩> ・ 運動広場<松園, 東中野, 乙部> ・ 生出スキー場 ・ 玉山運動場 ・ 好摩相撲場 ・ 南公園球技場 ・ 渋民運動公園 ・ 盛岡劇場 ・ 都南文化会館 ・ 市民文化ホール ・ てがみ館 ・ 志波城古代公園 ・ 大ヶ生ふるさと学習センター ・ 地区コミュニティセンター<14地区> ・ ふれあい広場<好摩, 渋民> ・ 飲料水供給施設 ・ <葛巻, 中日戸, 大神, 町村, 大平, 岩洞, 大沼> ・ 介護予防センター<舟田地区, 芋田向地区> ・ 総合交流ターミナル〔ユートランド姫神〕 ・ 農民研修センター ・ 活性化センター<町村, 岩洞> ・ 牧場<高木, 大沼>
---	--

各施設共通

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	<p>評価者選定 → 第三者評価実施・結果公表</p> <p>公募・非公募の検討</p>	<p>方針決定 → 公募 → 審査 → 指定 → 協定締結準備</p>	<p>再指定(期間:5年) →</p> <p>新規指定(期間:3年) →</p>
取組結果	<p>19年度に指定管理者制度導入施設における管理運営等に係る第三者評価について、公募型プロポーザル方式により評価者を選定し、77施設を対象に評価を実施した。20年度においても、引き続き指定管理者制度導入施設における管理運営等に係る第三者評価について、公募型プロポーザル方式により評価者を選定し、66施設を対象に評価を実施した。</p> <p>また、18年度から指定管理者制度に移行した施設の指定期日が20年度をもって終了することから、各施設について公募・非公募の方針決定を行い、公募・審査等の手続きを実施した。応募者がなかった大沼牧場を除く165施設について、12月市議会定例会での指定議決を経て、平成21年度からの指定管理者を選定した。</p>		

IV	現在の管理運営体制	今後の管理運営の方向性
	直営または指定管理者制	 民営化, 廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有線テレビジョン放送施設(テレビ都南) ・ 保育所 		

1 有線テレビジョン放送施設(テレビ都南) (都南総合支所)

	19年度	20年度	21年度
行革方針工程表	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">指定管理者制</div>		(平成23年度まで)
取組結果	19年4月1日から指定管理者制へ移行した。		

2 保育所 (児童福祉課)

※「民間委託可能業務」(P 39)に掲載

別紙5 職員自主研究グループ「100サークル」の提言について

※取組の方向性

- (1)提言どおり措置
- (2)提言の趣旨を生かせるよう措置
- (3)やや長期の検討が必要であるが趣旨に沿って検討
- (4)今後検討
- (5)実現困難又は必要性がない

○1班（テーマ）ひとづくり～人事評価制度の導入

検討担当課：職員課

提言内容	① 人事評価制度の導入及び評価結果の有効的活用方策 ○任用(昇任・降任), 適任配置(人事異動), 能力開発(人材育成), 給与への反映		
取組の方向性	① 人事評価制度の導入及び評価結果の有効的活用方策 ……(4) 人事システム検討委員会で制度設計を行うが, 必要に応じ提言内容を参考にする。		
18年度までの取組結果	「人を活かす人事システム」を検討する中で, 提言内容も参考にしながら, 人事評価制度について制度設計を行った。		
19年度以降の取組の方向性	人材育成や能力開発への活用を目的として, 19年度に導入準備, 20年度に試行, 21年度から本格実施する。		
取組工程表	19年度	20年度	21年度
	人事評価制度の 導入準備	試行	本格実施
取組結果	「人を活かす人事システム」に基づき, 19年度及び20年度前半までは具体的な制度設計を行い, 20年8月から評価対象者及び評価期間を定め実施した。 21年度においては, 年度当初から評価対象者を定め実施した。		

〇2班 (テーマ)補助金の見直し

検討担当課 : 行財政改革推進課

<p>提 言 内 容</p>	<p>① 補助金を一旦白紙に戻す ② 第三者機関の設置 ③ 公募制の導入 ④ サンセット方式の導入 ⑤ 審査基準, チェックリスト等の作成 ⑥ 情報公開の実施 ⑦ 団体運営費補助から事業費補助への見直し</p>								
<p>取組の方向性</p>	<p>① 補助金を一旦白紙に戻す……(3)やや長期の検討が必要であるが趣旨に沿って検討 ② 第三者機関の設置……(1)提言どおり措置 ③ 公募制の導入……(4)今後検討・現在の財政状況下では困難 ④ サンセット方式の導入……(2)提言の趣旨を生かせるよう措置 ⑤ 審査基準, チェックリスト等の作成……(2)提言の趣旨を生かせるよう措置 ⑥ 情報公開の実施……(1)提言どおり措置 ⑦ 団体運営費補助から事業費補助への見直し……(4)今後検討</p>								
<p>18年度までの 取組結果</p>	<p>②・⑤・⑥ 18年度にすべての補助金を対象に, 目的や効果, 市の関与の必要性等について評価基準を定め, 補助金の今後の方向性について評価シートを作成し庁内評価を実施するとともに, 客観性, 透明性を高めるため, 市民及び有識者からなる盛岡市行財政構造改革推進会議行政評価部会による第三者評価を実施した。また, 評価結果に対する補助金見直しの措置計画を策定し, 評価結果と合わせ公表した。</p>								
<p>19年度以降の 取組の方向性</p>	<p>②・⑤・⑥ 18年度において見直すこととした補助金について, 措置計画に基づき19年度以降の予算に反映するとともに, その状況について年1回各年度末の状況を公表する。 ①・④ 新規採択の補助金及び終期が具体的に設定されていない継続補助金を対象に終期設定(3年程度)の制度化を図るとともに, 終期到来時には, 第三者評価も取り入れながらゼロベースで見直す。 ⑦ 補助の目的や効果等の観点から補助対象とする経費について検討し, 見直す。</p>								
<p>取組工程表</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">19年度</th> <th style="width:33%;">20年度</th> <th style="width:33%;">21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>②・⑤・⑥ 措置計画に基づき予算に反映・公表</p> <p>①・④ 終期設定の検討</p> <p>⑦ 補助対象とする経費の検討</p> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <p>方針決定</p> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <p>補助金の一斉見直し</p> </td> </tr> </tbody> </table>			19年度	20年度	21年度	<p>②・⑤・⑥ 措置計画に基づき予算に反映・公表</p> <p>①・④ 終期設定の検討</p> <p>⑦ 補助対象とする経費の検討</p>	<p>方針決定</p>	<p>補助金の一斉見直し</p>
19年度	20年度	21年度							
<p>②・⑤・⑥ 措置計画に基づき予算に反映・公表</p> <p>①・④ 終期設定の検討</p> <p>⑦ 補助対象とする経費の検討</p>	<p>方針決定</p>	<p>補助金の一斉見直し</p>							
<p>取組結果</p>	<p>②・⑤・⑥ 18年度において見直すこととした補助金について, 措置計画に基づき当初予算に反映させた。 また, 18年度に策定した補助金見直しの措置計画について計画期間が今年度で満了となることから, これまでの措置の状況を把握し各補助金の今後の方向性を検討するため, 21年度に再度補助金評価を実施し, 「見直し継続」及び「廃止」と評価された128事業について措置計画を策定した。</p>								

○3班 (テーマ)行政経営(効率化)～財務会計システムの改善

検討担当課： 財政課, 会計課

提 言 内 容	① 支出負担行為兼支出命令の拡大 ② 電気料金等の支出命令をまとめる ③ 差戻し事例のデータベース作成 ④ 財務会計システム研修の充実 ⑤ システム操作マニュアルの改訂 ⑥ システム改善のための機関の創設		
取組の方向性	① 支出負担行為兼支出命令の拡大…… (5)実現困難 ② 電気料金等の支出命令をまとめる…… (4)今後検討 ③ 差戻し事例のデータベース作成…… (5)必要性がない ④ 財務会計システム研修の充実…… (2)提言の趣旨を生かせるよう措置 ⑤ システム操作マニュアルの改訂…… (2)提言の趣旨を生かせるよう措置 ⑥ システム改善のための機関の創設…… (5)必要性がない		
18年度までの取組結果	② (株)東北電力に対し電気料金の一括払について検討を申し入れたが、現状では対応できないとの回答であったことから、実現困難であるとの結論にいたった。 ④ 年度始めの庶務担当研修において「財務会計システム研修」を行った。 ⑤ 会計事務の手引きに新たに「財務会計システム操作マニュアル」を加えるなど手引きを全面的に改訂し、18年1月16日に庁内LANで職員に周知した。		
19年度以降の取組の方向性	④ 引き続き庶務担当者研修において、「財務会計システム」の研修を実施する。 ⑤ 「財務会計システム操作マニュアル」を引き続き庁内LANに掲示し職員に周知するとともに、必要に応じ「財務会計システム操作マニュアル」を改訂する。		
取組工程表	19年度 ④ 研修の実施 ⑤ 全庁掲示板に掲示・必要に応じ改訂	20年度	21年度
取組結果	④ 19年度の庶務担当者研修において、「財務会計システム研修」を行った。また、21年度の庶務担当者研修「第1部 会計事務(歳出)」において、システムへの入力において注意を要する点等について解説した。 ⑤ 会計事務の手引に新たに「財務会計システム(歳出管理)の基本」を追加し、また「財務会計システム操作マニュアル」も全面的に改訂するなどして、20年4月14日に庁内LANで職員に周知した。		

○4班（テーマ）行政経営(スリム化)～全面的な事務事業の見直し

検討担当課：行財政改革推進課, 財政課

提 言 内 容	① 事務事業のスクラップ計画の実行 ② 新規事業採択、事業肥大化抑制のためのルール化 ③ 借金返済計画の作成及び公表 ④ 所管課における債務額の把握 ⑤ 事業の長期財政計画		
取組の方向性	① 事務事業のスクラップ計画の実行……(2)提言の趣旨を生かせるよう措置 ② 新規事業採択、事業肥大化抑制のためのルール化……(2)提言の趣旨を生かせるよう措置 ③ 借金返済計画の作成及び公表……(5)必要性がない ④ 所管課における債務額の把握……(5)必要性がない ⑤ 事業の長期財政計画……(2)提言の趣旨を生かせるよう措置		
18年度までの取組結果	①・② 18年度の事務事業評価シートを見直し、改革改善の取組状況を評価項目に新たに加えた。 ⑤ 新規事業を計画する場合は、年度ごとの事業費や完成後のランニングコストを含めた長期財政計画を策定し、総合計画や事務事業事前評価のヒアリングにおいて説明するよう関係課に対し指導した。		
19年度以降の取組の方向性	①・② 事務事業のスクラップ、新規事業採択・事業肥大化抑制の観点から、引き続き事務事業評価シートの見直しなどを行う。 ⑤ 新規事業を計画する場合は、財政課において作成する財政計画と整合性を図りながら、事業に要する経費はスクラップアンドビルド等により生み出すことを原則に、担当課において個別の事業の長期財政計画を策定する。		
取組工程表	19年度 ① ② 事務事業評価シートなどの見直し ⑤ 新規事業の長期財政計画の策定	20年度	21年度
取組結果	⑤ 新規事業を計画する場合は、年度ごとの事業費や完成後のランニングコストを含めた長期財政計画を策定し、総合計画や事務事業事前評価のヒアリングにおいて説明するよう関係課に対し指導した。		

○5班 (テーマ)行政サービスの向上～窓口業務の改善

検討担当課(主管課) : 職員課 (市民登録課)

提 言 内 容	① 情報共有化のためにデータベースの構築 ② 職員の意識改革のために職員セルフチェックシート制度の導入 ③ お客様ニーズ把握のためにCSアンケートの実施		
取組の方向性	① 情報共有化のためにデータベースの構築……(4)今後検討(検討会議において方針決定) ② 職員の意識改革のために職員セルフチェックシート制度の導入…… “ ③ お客様ニーズ把握のためにCSアンケートの実施…… “		
18年度までの取組結果	① ホームページ上の「よくある質問」コーナーに情報共有化のためのデータベースを構築し、19年1月から随時公開した。 ②・③ 18年2月1日から28日まで及び18年11月15日から30日まで、職員接客セルフチェック、窓口利用者アンケートをそれぞれ実施した。 <窓口利便性の向上・窓口環境の改善> 接客マニュアルの作成(H18.2.1)、3T運動(挨拶する態度、ていねいな対応、手早い処理)実施、繁忙期(3月・4月)における臨時窓口開設、受付順番番号札の設置(国保年金課、医療給付課)、一部ローカウンター化(都南総合支所市民係)。		
19年度以降の取組の方向性	① 逐次データベースを構築するとともに、公表する。 ② 毎年「職員接客セルフチェックシート」による点検を実施し、各部署において必要な研修等を実施する。 ③ 毎年「窓口利用者アンケート」を実施し、目標を設定して改善を図る。		
取組工程表	19年度 ① データベースの構築、公表 ② 接客セルフチェックシートによる点検 ③ 窓口利用者アンケートの実施・公表 窓口利便性の向上・窓口環境の改善	20年度 職員研修の実施 窓口業務の改善	21年度
取組結果	① 19年1月から随時公表している。 ② 「職員接客セルフチェックシート」による接客点検(職員による自身の接客の自己判定)を行い、接客の向上に努めている。回答数は、19年度 1,045件、20年度 1,134件、21年度 1,083件。「職員応対マナー研修」を窓口サービス向上対策関係課等の職員を対象に実施し、応対マナーの向上に努めている。受講者数は、20年度 78人、21年度 67人。 ③ 利用者の意見や窓口サービスの課題を把握するため、「窓口利用者アンケート」を市役所・支所等の窓口で実施している。アンケートの集計結果とその内容は市のホームページで公表している。回答数は、19年度 784件、20年度 906件、21年度 690件。 <窓口の利便向上・利用環境の改善等> ・年度末・年度初めの窓口開設時間の1時間延長(本庁、都南総合支所、玉山総合事務所の関係課)：19年3月26日～4月6日、20年3月24日～4月4日、21年3月23日～4月3日、22年3月23日～4月5日、それぞれ実施した。 ・年度末・年度初めの休日開庁・窓口開設(本庁、都南総合支所、玉山総合事務所の関係課)：19年3月24日(土)・4月1日(日)、20年3月30日(日)・4月5日(土)、21年3月29日(日)・4月4日(土)、22年3月28日(日)・4月3日(土)、それぞれ実施した。		

○6班（テーマ）協働～庁内協働からはじめよう

検討担当課：職員課

提 言 内 容	① 庁内人材バンクの登録・DB化 ② ファシリテーター養成講座の開設 ③ 職員発案による講演会の実施		
取組の方向性	① 庁内人材バンクの登録・DB化……(4)今後検討 ② ファシリテーター養成講座の開設……(4)今後検討 ③ 職員発案による講演会の実施……(1)提言どおり実施		
18年度までの取組結果	① 提案内容を検討したが、現在ある職員提案箱を利用し、その都度呼びかけ等を行うことにより、提案と同様の効果が期待できることから、実施の必要性がないとの結論に至った。 ② 提案どおり職員研修に組み入れ、実施した。 ③ 提言班が中心となり職員が自発的に諸課題等を検討し、随時開催していくこととした。		
19年度以降の取組の方向性	② 引き続き職員研修として実施する。 ③ 職員が自発的に諸課題の整理等を行い、開催準備が整った段階で実施する。		
取組工程表	19年度	20年度	21年度
	②養成講座 職員研修として実施		
	③講演会 諸課題整理・準備 順次実施		
取組結果	【19年度】 ② ファシリテーション研修を10月25日・26日に実施 【20年度】 ② ファシリテーション研修を20年10月23日・24日に実施 【21年度】 ② ファシリテーション研修を21年9月3日・4日に実施		

別紙6 改革の推進体制

改革の推進体制の充実を図るとともに、様々な方法で市民、職員の意見・提言を受け、改革の取組みに反映させました。

○ 行財政構造改革推進本部の開催

市長を本部長とする「行財政構造改革推進本部」において、総合調整を行い改革の推進に努めました。

○ 行財政構造改革推進会議の設置

有識者等からなる「盛岡市行財政構造改革推進会議」を設置し、定期的に改革の取組状況を報告し、改革に関する提言を受けました。

また、同会議に、指定管理者部会、行政評価部会及び出資法人部会を設置し、それぞれ公の施設の指定管理者の選定過程の確認、行政評価の指標等の外部評価、及び出資法人の経営状況等の外部評価をいただきました。

○ 市民、職員への説明会の開催

行財政構造改革に対する理解と協力をいただき、改革に取り組む姿勢と意識を醸成するとともに、改革に対する意見・提言をいただき改革に反映させることを目的として、市民、職員への説明会を開催した。平成19年度は市民を対象に市内22地区で開催し、906人の参加をいただき、53件の提言を受けました。また、職員説明会を開催し、改革意識の浸透と共有を図りました。

○ 職員の自主グループ「10Cサークル」への支援

市の業務の改善と品質向上を進めるための職員の自主研究グループ「10Cサークル」を支援し、職員の内在的な力を改革の推進に活用しました。職場のキャッチコピーコンテストが「10Cサークル」の主催で実施され、各職場の活性化や意識改革に活用されました。

別紙7 行財政構造改革推進会議委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏名	所属, 職名等	専門部会	備考	委員在任期間
あさぬま なおかつ 浅沼直克	(社)盛岡青年会議所 専務理事	3 出資法人		平成20年4月～ 21年3月
いwasaki たかし 岩崎隆	岩手県農協青年組織協議会 会長	2 行政評価		平成19年4月～ 22年3月
いわね しゅうぞう 岩根修象	岩根修象税理士事務所 所長	3 出資法人 4 公金経理	出資法人部会長	平成19年4月～ 22年3月
おがわ あきこ 小川晃子	岩手県立大学 社会福祉学部教授	2 行政評価 4 公金経理	副委員長 行政評価部会長 職務代理者	平成19年4月～ 22年3月
こうさん ちなえ 甲山知苗	(特活)アイディング 理事・事務局長	2 行政評価		平成19年4月～ 22年3月
さいとう じゅん 斎藤純	小説家	1 指定管理者 4 公金経理	指定管理者部会長	平成19年4月～ 22年3月
ささき(おおぜき)すみこ 佐々木(大関)寿美子	肴町商店街振興組合青年部	1 指定管理者		平成19年4月～ 22年3月
ささき ひさお 佐々木久雄	(財)岩手経済研究所 理事事務局長兼経済研究部長	3 出資法人	職務代理者	平成19年4月～ 22年3月
すが のりひと 須賀律人	(社)盛岡青年会議所 専務理事	3 出資法人		平成21年4月～ 22年3月
すわ やすゆき 諏訪泰幸	(社)盛岡青年会議所 専務理事	3 出資法人		平成19年4月～ 20年3月
たけだ こ 竹田かづ子	玉山商工会 女性部長	3 出資法人		平成19年4月～ 22年3月
たじま としのぶ 田島平伸	岩手県立大学 総合政策学部教授	1 指定管理者 4 公金経理	委員長 公金経理部会長	平成19年4月～ 22年3月
たばた やえこ 田端八重子	ウイメンズスペース・もりおか 代表	2 行政評価	職務代理者	平成19年4月～ 22年3月
ながさわ つかさ 長澤幹	公募委員	2 行政評価		平成19年4月～ 22年3月
はれやま さだみ 晴山貞美	盛岡市町内会連合会 会長	1 指定管理者	職務代理者	平成19年4月～ 22年3月
ひらの じゅんこ 平野順子	公募委員	3 出資法人		平成19年4月～ 22年3月
むらかみ こういち 村上幸一	公募委員	1 指定管理者 4 公金経理		平成19年4月～ 22年3月

資料 行政経営指標

(単位:千円)

指 標	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		差引(H21-H18)
職員数(総数)	2454人		2425人		2420人		2398人		△ 56人
(* 中核市移行分除き)	(2454人)		(2415人)		(2370人)		(2348人)		(△106人)
市長部局(水道事業を除く。)	1771人		1536人		1532人		1512人		△ 48人
(* 中核市移行分除き)	(1771人)		(1526人)		(1482人)		(1462人)		(△98人)
水道事業	172人		170人		170人		173人		1
病院事業※1			212人		212人		211人		(市長部局に含む)
教育委員会	466人		465人		464人		460人		△ 6人
その他の委員会等の事務局※2	45人		42人		42人		42人		△ 3人
ラスパイレース指数	95.9		99.3		99.6		99.7		
歳入決算(普通会計・財源別)	102,845,160	100.0%	98,397,994	100.0%	95,393,474	100.0%	108,321,684	100.0%	5,476,524
自主財源	53,894,191	52.4%	53,961,608	54.8%	50,457,241	52.9%	51,775,448	47.8%	△ 2,118,743
市税	40,663,771	39.5%	43,203,652	43.9%	42,920,629	45.0%	41,043,909	37.9%	380,138
その他	13,230,420	12.9%	10,757,956	10.9%	7,536,612	7.9%	10,731,539	9.9%	△ 2,498,881
依存財源	48,950,969	47.6%	44,436,386	45.2%	44,936,233	47.1%	56,546,236	52.2%	7,595,267
地方交付税	13,779,508	13.4%	13,095,603	13.3%	15,632,120	16.4%	16,907,972	15.6%	3,128,464
国県支出金	13,801,409	13.4%	16,149,460	16.4%	15,344,917	16.1%	24,683,233	22.8%	10,881,824
市債	13,400,200	13.0%	9,984,711	10.1%	8,914,081	9.3%	10,021,000	9.3%	△ 3,379,200
その他	7,969,852	7.8%	5,206,612	5.4%	5,045,115	5.4%	4,934,031	4.7%	△ 3,035,821
歳出決算(普通会計・性質別)	100,137,303	100.0%	96,952,800	100.0%	94,485,780	100.0%	107,057,760	100.0%	6,920,457
義務的経費	48,977,335	48.9%	49,587,947	51.1%	50,199,584	53.1%	52,126,651	48.7%	3,149,316
人件費	17,114,131	17.1%	17,172,308	17.7%	16,936,011	17.9%	17,084,308	16.0%	△ 29,823
扶助費	16,177,618	16.2%	17,140,920	17.7%	17,886,020	18.9%	19,488,280	18.2%	3,310,662
公債費	15,685,586	15.7%	15,274,719	15.8%	15,377,553	16.3%	15,554,063	14.5%	△ 131,523
投資的経費	13,237,455	13.2%	14,545,479	15.0%	12,497,896	13.2%	17,252,017	16.1%	4,014,562
(普通建設・災害復旧)	13,237,455	13.2%	14,545,479	15.0%	12,497,896	13.2%	17,252,017	16.1%	4,014,562
その他の経費	37,922,513	37.9%	32,819,374	33.9%	31,788,300	33.6%	37,679,092	35.2%	△ 243,421
物件費	10,296,719	10.3%	10,916,754	11.3%	10,583,012	11.2%	11,385,642	10.6%	1,088,923
補助費	10,999,008	11.0%	10,758,420	11.1%	11,051,573	11.7%	16,355,880	15.3%	5,356,872
繰出金	12,787,596	12.8%	6,906,386	7.1%	6,751,830	7.1%	7,182,937	6.7%	△ 5,604,659
その他	3,839,190	3.7%	4,237,814	4.3%	3,401,885	3.5%	2,754,633	2.5%	△ 1,084,557
主要三基金残高※3	2,157,941		3,626,044		4,880,098		4,980,005		2,822,064
財政調整基金	1,746,608		3,214,462		4,441,925		4,518,547		2,771,939
市債管理基金	196,702		202,590		228,636		251,607		54,905
公共施設整備基金	214,631		208,992		209,537		209,851		△ 4,780
市債残高(普通会計)※4	142,143,949		139,724,806		135,980,651		132,960,047		△ 9,183,902
市債依存度(一般会計、財源対策債等を除く)	10.5		7.7		8.0		6.2		△ 4.3
公債費負担比率	21.1		21.4		21.6		21.0		△ 0.1
経常収支比率	92.5		95.5		94.5		95.9		3.4
実質赤字比率			※6		※6		※6		
連結実質赤字比率 ※5			※6		※6		※6		
実質公債費比率	17.7		14.0		13.8		13.3		
将来負担比率			149.4		143.1		129.2		
出資等法人数	66		63		62		62		△ 4
有価証券(株式)	25		22		22		22		△ 3
出資による権利(証券、証書等)	41		41		40		40		△ 1
指定管理者制(委託)による公の施設数	176		181		209		213		37

※1 平成18年度の病院事業は、市長部局に含まれている。

※2 「その他の委員会等の事務局」は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、公平委員会事務局である。

※3 基金残高は、各基金とも年度末における残高である。

※4 市債残高は、年度末における残高である。

※5 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、平成19年に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によるものである。

※6 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、本市においては黒字であるため数値は算出されていない。

行財政構造改革6年間の総括

元気なまち盛岡を目指して

盛岡市は、平成16年度から21年度まで6年間にわたり、行財政構造改革に取り組みました。
 危機的な財政状況の建直しと、自治・協働を柱とした新たなまちづくりの仕組みづくりを重点的に行いました。
 これまでの改革の成果と今後の見通しについて、お知らせします。

はじめに ー市民の皆さまへー

このたび、平成16年度から6年間にわたり取り組んできた行財政構造改革の成果について取りまとめました。

私は平成15年9月に市長に就任しましたが、当時の市の財政状況は、平成バブル崩壊後の長引く景気の低迷による税収の落ち込みや、国の三位一体改革による地方交付税の減少などにより、それまでの財政運営を続けていけば、数年で財政再建団体に転落する恐れもあるという危機的状況にありました。

このようなことから平成16年3月に第一次の、19年3月にはそれに次ぐ第二次の「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」を策定し改革に集中的に取り組みました。

市の財政状況が逼迫しているなか厳しい歳出削減を余儀なくされ、公共事業費では40%、その他の事務事業費では15%の大幅な削減を行うとともに、職員定数や給与の削減等を行いました。公共事業費等の削減により、事業が当初の計画どおり進捗しなかったことや市民の皆さまのニーズに必ずしも十分応えられない面があったなど、各方面に様々な改革の影響がありました。

しかし、一方において、行政評価システムを整備し、財政状況が厳しい中においても限りある資源をまちづくりに有効かつ効率的に活用するとともに、指定管理者制度を導入し公共部門の民間開放を積極的に進めたことや外部監査制度を導入するなど、新たな行財政運営の仕組みもつくりました。

このような改革の取り組みにより、経常収支比率など財政の健全度を示す一部の指標が依然として厳しい水準

にあるものの、この間一度も赤字を出さずに財政運営を行い、危機的な財政状況を克服することができました。また、総務省の平成21年度地方行政改革事例集に「行政評価システムの改善」と「指定管理者連絡会議」の2事例が選定されるなど、外部からも評価を得たところです。これも、ひとえに市民の皆さまのご理解とご支援によるものと存じております。

市は本年3月、これまでの改革の取り組みを引き継ぎつつ、市民や町内会・自治会、NPO、企業など多様な主体がまちづくりに参画する仕組みづくりを内容とする「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」を策定しました。総合計画の将来像である「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」の実現に向け、市民の皆さまとともにこれからの自治体経営のあり方を考えるうえで、この冊子が参考となれば幸いです。

盛岡市長 **谷藤 松明**

目次

行財政構造改革の取り組みと成果

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 危機的な財政状況の建直し | 2 |
| (2) 時代の変化に対応できる組織体制の構築 | 4 |
| (3) 新たな行財政運営の仕組みの整備 | 5 |
| (4) 協働によるまちづくりの推進 | 7 |

今後に向けて	8
--------	---

行財政構造改革の取組みと成果

(1) 危機的な財政状況の建直し

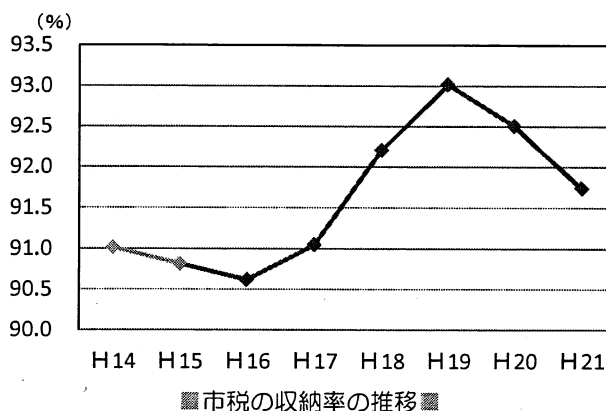
市税等の収納率の向上

市税をはじめとした市の歳入を増加させるため、税の徴収を担当する職員を増員し、徴収業務や滞納整理の体制を強化しました。またインターネット公売や一般公売により差押財産の換価を積極的に行いました。

税の納付をより便利に行っていたくために、休日及び夜間に税の納付について相談できる窓口を開設したり、口座振替の申し込み手続きを簡単にするなどの取組みも行いました。

市税の収納率は平成2年度の96.9%をピークに減少が続いていましたが、こうした取組みによって平成17年度から少しずつ上昇に転じ、市税等の口座振替利用率

も35%を上回っています。



未利用市有地の売却，出資の引揚げ

市で保有しているものの利用の予定がない土地(未利用市有地)や区画整理の保留地について、広報・宣伝活動の強化や予定価格の公表等により積極的に売却に取り組み、収入の確保を目指しました。

近年、急激な景気の悪化により土地取引市場の動向も厳しさを増したこともあり、予定通り売却を進めることはできませんでしたが、6年間でおおよそ56億円の売却益を

上げることができました。

出資の引き揚げは、出資の目的を達成したと認められた8つの法人から、目標を上回る約6億2000万円の出資を引き揚げ、市の歳入としました。

未利用市有地の売却実績	55億6177万円
出資の引き揚げの実績	6億1990万円

職員給与の見直し

歳出の削減の取組みの一環として、職員の給与の見直しを行いました。

市職員の給料表を、国や県の給料表と同一とするとともに、昇給・昇格運用を見直したりしました。

この結果、国家公務員の給料総額を100とした場合の市の給与水準は、平成15年度の103.0から18年度には95.9まで低下し、この分の人件費が抑制されました。

6年間の財政状況

市が行財政構造改革に取り組む前の年である平成15年度から、改革の取組みの最終年度である21年度までの歳入、歳出、市債(借入金)残高及び主要三基金(貯金)残高の動きを右のページの下に示しました。

歳入、歳出の金額は、景気の低迷や国の経済対策などの影響もあり年度毎に変動していますが、行財政構造改革の取組みの成果により、各年度で赤字を出さないよう財政運営を行うことができました。

市債残高(臨時財政対策債を除く)は、21年度までに約266億円縮減させることができました。

主要三基金(財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金)残高は、21年度までに約24億円増加させることができました。

行財政構造改革の取り組みと成果

(1) 危機的な財政状況の建直し

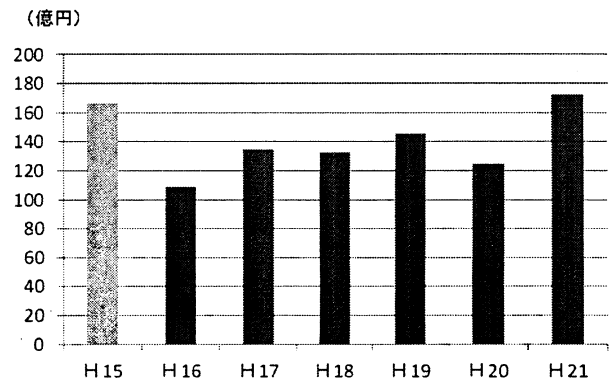
公共事業費の削減

財源不足の回避と公共事業に過度に依存しない市政運営を行うため、公共事業費の削減に取り組みました。

第一次行財政構造改革では、計画期間の3年間の公共事業費の当初予算額を、平成15年度の決算見込み額に対して40%(約71億円)削減することを目標とし、この目標をおおむね達成しました。

第二次行財政構造改革では、18年度の公共事業費の決算額の水準を維持することを目標としました。この方針に沿って事業の圧縮に取り組んだものの、総合計画や新市建設計画などに基づく大規模施設整備事業の実施時期が重なったことから、目標を達成することができず、19年度は目標に対して約10%、21年度は目標に対して約30%、公共事業費が増加しました。

今後は、行政評価システムによる事業の評価を活用し、限られた経営資源を適切に配分しながら、必要な公共事業について着実に実施できるようにしていきたいと考えています。



■公共事業費の決算額の推移■

事務事業費の削減

公共事業費や義務的経費を除く一般事業では、行政評価システムを活用して事業の総点検を行いました。時代の変化に伴いすでに効果が薄くなっている事務事業や、非効率な経費について洗い出しを進めました。こうした事業を廃止したり、事業の効率化を行ったりすることで経費を削減しました。また、補助金・負担金についても必要な見直しを進めました。

第一次行財政構造改革では、計画期間3年間の事務事業費の当初予算額を、平成15年度の決算見込み額に対して15%削減することを目標とし、この目標をおおむね達成しました。

第二次行財政構造改革では、18年度の一般事業費の決算額の水準を維持することを目標としました。こちらも目標をおおむね達成することができました。

(単位:円 千万円以下を四捨五入)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入	1025億	952億	989億	1028億	984億	954億	1083億
歳出	1014億	939億	975億	1001億	970億	945億	1071億
市債残高	1351億	1291億	1245億	1228億	1187億	1137億	1085億
三基金残高	26億	27億	39億	21億	36億	49億	50億

行財政構造改革の取組みと成果

(2) 時代の変化に対応できる組織体制の構築

職員定数・組織の見直し

厳しい財政状況や行政需要の変化などを踏まえ、簡素で効率的な組織で業務を実施できる体制を整えるために、職員定数と組織の見直しを行いました。

事務事業の見直しや市業務の民間開放の推進により市が自ら実施する業務の量を減らした結果、平成20年度に中核市に移行したために増員が必要となった人数を除いて、6年間で市職員全体のおよそ1割にあたる212人の職員を削減しました。

また、職員を削減するなかでも新たな行政課題や市民ニーズに対応できるよう、企画部、産業部を廃止し商工観光部、農林部を設置するなど組織見直しを行いました。また、中核市への移行に伴い保健所を設置しました。

組織の見直しの一環として組織のフラット化やグループ制の導入にも取り組みました。現在までに13の課等でこうしたフラット化・グループ制を導入しています。

「人を活かす人事システム」の構築

社会経済情勢の変化に対応できる職員の人材育成や能力開発を進めるための仕組みとして、「人を活かす人事システム」を構築しました。

このシステムは、職員が自律的・主体的に仕事に取り組むことを支援するもので、次の3つの視点から人材育成や能力開発を進めることにしています。

1. 限りある財源や人的資源の中で組織のパフォーマンスを向上させていくため、多様な能力を持つ人材の確保や職員の能力・資質を踏まえた「適材適所の人員配置の実現」
2. 職員一人ひとりのニーズに応じた「効果的な能力

開発」

3. 上司と部下のコミュニケーションを通じて、仕事の目標を明確にし、仕事を通じた能力開発を進める「職場の活性化」

■人を活かす人事システムの取組内容■

1. 人材の確保
2. キャリアプラン作成支援
3. 人事評価
4. 職員の能力・資質に応じた研修
5. 人事異動の仕組み
6. 業務遂行支援制度

「10Cサークル」の研究提言

従来の職制とは別の視点から、市の業務の改善と品質向上を進めるために、職員有志による自主研究グループ

「10Cサークル」を^発足させ、研究活動を行いました。

メンバーは、それぞれが所属する部署や職階の視点にとらわれず、広く市の



■10Cサークル■

仕事全体を見渡してテーマを決め、研究活動に取り組みました。研究成果のうち人事評価に関するものや補助金の評価に関するものは、実際に市の仕事の中で活用されました。

また、職場の活性化を目的とした職場のキャッチコピーコンテストが「10Cサークル」の主催で実施され、各部署で作成したキャッチコピーが職場に掲示されたり名刺や署名に使われるなど、各職場の活性化や意識改革に活用されました。

行財政構造改革の取組みと成果

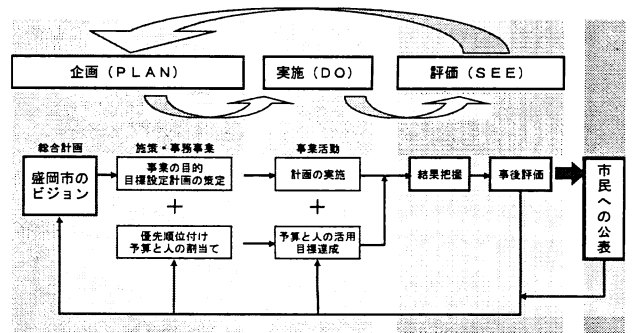
(3) 新たな行財政運営の仕組みの整備

行政評価システムの導入

これまでの市政運営は、計画(Plan)と実施(Do)が繰り返されていて、市の仕事の実績を把握・評価して今後の仕事に生かすという取組みは、体系的には行われてきませんでした。こうした仕事の仕組みを見直すために次のような目的で導入したのが行政評価システムです。

1. 施策評価を実施し、その結果を市民に公表することにより、本市のまちづくりの現状と課題を市民にわかりやすく伝えます。
2. 財政状況が厳しい中、限りある資源(税金等の収入、人材、もの)をまちづくり課題の優先順位に沿って有効かつ効率的に使うことにより、より一層の効果を発揮できるようにします。

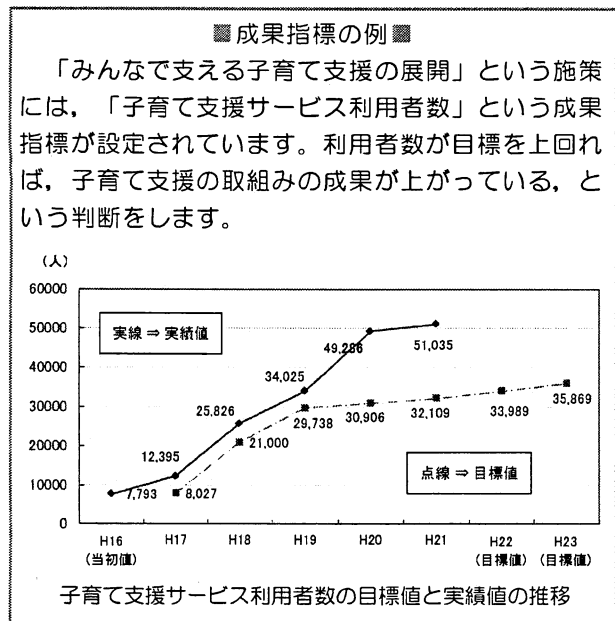
3. 毎年市が行っている仕事を継続的に評価することにより改革改善を行うとともに、振り返りと改革改善を常に繰り返すことによって職員の政策形成能力を高め、より高い市政の運営ができるようになります。



行政評価システムの概念図

行政評価システムと総合計画・予算編成の連動

市の総合計画では、「まちづくりの課題」である41の施策すべてに成果指標を設定し、各分野のまちづくりの課題がどの程度解決されているか、まちづくりがどのくらい進んでいるかを測定しています。

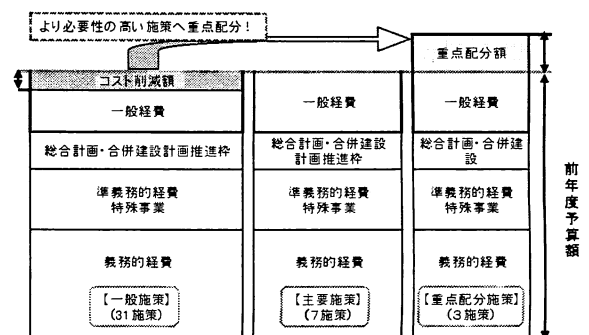


この測定値の増減について原因を分析するのが行政評価システムの主要な機能の一つです。分析結果は、次年度以降の総合計画の進行管理に活用されます。

「どれだけ予算を使ったか」ではなく「どれだけ課題が解決されたか(成果が上がったか)」で総合計画の達成度を測っています。

また、予算編成では、行政評価システムによって測定、分析された各施策の成果や課題をもとに、41の施策を「予算重点配分施策」、「主要施策」、「一般施策」の3つの分類に区分します。そして、「予算重点配分施策」について重点的に課題の解決を進めることとし、財源を他の施策よりも多く配分することにしています。

昨年度までのまちづくりの実績を踏まえて次年度に集中的に投資する分野を決めるこの「施策別予算配分方式」によって、財源に限られた中でも効果的なまちづくりを進めていくことができるようにしています。



施策別予算配分のイメージ

行財政構造改革の取り組みと成果

(3) 新たな行財政運営の仕組みの整備

指定管理者制度の導入

公共施設の管理運営の新たな仕組みとして、指定管理者制度を導入しました。

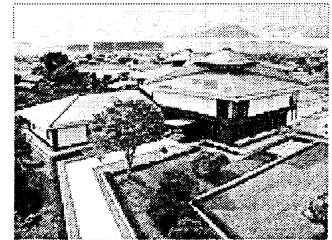
指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正に伴って全国で導入されたものです。それまで特定の団体しか行うことができなかった公共施設の管理が、民間事業者でも可能となりました。公共施設の管理運営に民間事業者のノウハウや創意工夫が生かされることにより、サービスの質の向上とコストの削減を同時に達成することが目的とされています。

市でも、指定管理者制度の導入のために必要な仕組みの整備を行い、18年4月から本格導入に踏み切りました。現在は、市内の215の公共施設が指定管理者制度によって管理運営されています。また、民間事業者の参入状況としては、NPO法人で5団体が、民間企業で5社が指定管理者となっています。

この制度が導入されたことによって、それまでの管理運営方法の改善や新たな事業の実施などを通じ、利用

者の増加や利用者満足度の向上などの成果が上がっています。

市の公共施設は老朽化が著しいことや指定管理者の交代による雇用の引き継ぎのあり方など、制度を取り巻く環境には課題もありますが、今後も市と指定管理者が協力しながら、公共施設のサービスの質を向上させる取り組みを進めていきたいと考えています。



多くの施設が指定管理者制度により運営されています
(写真は盛岡市先人記念館)

包括外部監査制度の導入

包括外部監査は、公認会計士や弁護士などの資格を持ち、専門性と独立性を兼ね備えた外部監査人が、市の業務の内容を監査する仕組みのことです。外部監査人が自ら監査するテーマを選び、業務が規則や基準等に沿って行われているか、費用対効果は十分といえるか、などの視点から監査を行います。全国では都道府県、政令指定都市、中核市で導入が義務付けられていますが、市では中核市になる前の平成16年度から、この制度を導入しています。

市では、外部監査人として公認会計士の資格を持つ方に監査をお願いしています。これまでに、市の収入や債権の管理、施設管理などの業務や、病院事業や水道事業、市の外郭団体の業務など11のテーマについて監査を実施していただきました。

監査を受けたテーマに関係する部署では、監査結果にどのように対応していくのか、その方針と具体策を措

置計画として取りまとめ、この計画に沿って業務を進めています。

この外部監査の導入により、市の業務に対するチェック機能をより充実させ、市民の皆様の市政に対する信頼の確保や、法令遵守の徹底を目指しています。



市二役に監査結果を報告する
外部監査人(右から二人目)

行財政構造改革の取組みと成果

(4) 協働によるまちづくりの推進

まちづくりへの市民参画の機会の拡大

市民、NPO、企業などの皆さまとの協働を積極的にすすめていくため、まちづくりへの参画の機会の拡大を進めました。

○ パブリック・コメント制度の整備

市が策定する基本的な計画や事業を立案するさいには、原案を公表し市民の皆さんから意見をうかがう機会を必ず設けることとし、平成16年にパブリック・コメント制度を設けました。年間平均10件前後の計画や方針について、この制度によって皆さまからご意見をいただき、可能なものは計画や方針に反映させました。

○ ワークショップの開催

■パブリック・コメントのテーマ（例）■

実施テーマ	いただいた意見の数
もりおか交通戦略の策定及び将来道路網計画の検証結果について	129件
盛岡市歴史文化施設整備基本計画（案）について	59件
盛岡市次世代育成支援後期行動計画素案について	25件
（仮称）盛岡市自治体経営の指針及び実施計画案について	27件

市では、地域福祉、防災、公園整備、施設整備など、各分野でのワークショップを行っています。平成21年度では市全体で延べ85回、1000人以上の方に参加をいただきました。



■ワークショップの様子■

■ワークショップのテーマ（例）■

- ◇ 地域福祉ワークショップ
- ◇ 公園整備ワークショップ
- ◇ 中央公園ドッグランワークショップ
- ◇ 地域と行政の関係を考えるワークショップ
- ◇ 評価からはじめるまちづくり など

○ NPOとの協働の推進

まちづくりへの市民参画の機会を広げていくうえで、特にNPOの活動が重要となっていることを踏まえ、「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」を策定したり、NPOと市が協働でモデル事業を行う仕組みをつくるなど、NPOとの協働を進めるための取組みを行いました。

市業務の民間開放の推進

市内における雇用の創出や、新たな事業の機会を通じた地域経済の活性化を進めるため、市が直接実施する業務のやり方を見直し、「民間でできることは民間に委ねる」ことを原則として、市業務の民間開放を進めました。

市が実施していた業務を民間事業者に開放するさいには、市と民間事業者の役割分担やそれぞれが負うべき責任のあり方、それまでと同等もしくはそれ以上の質のサービスを市民の皆さんに提供できるか、効率的に業務を実施できるか、といったポイントに沿って慎重に検討を行いました。こうした検討の結果、「もりおか暮らしの便利

帳発行業務」や「保育所管理運営業務」などについて、民間委託等の手法により民間事業者が業務を担っています。

また、市が実施している業務について民間事業者から「私たちならこのようなノウハウを使ってもっと質のいいサービスを提供できる」という提案を受けつける機会も設けました。この機会に出された提案は前述の視点に沿って検討が行われました。その結果、「もりおか老人大学（講座）開催事業」や「市立病院医療未収金回収事務」など、提案された通りの効果が見込めると判断されたものについて、実際に業務の民間開放が行われています。

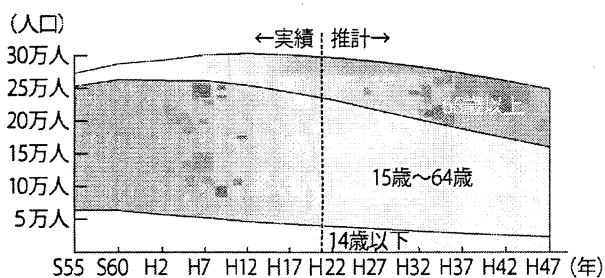
今後に向けて - 改革から未来の構築へ -

6年間の行財政構造改革では、市政の各分野にわたる様々な改革、改善の取り組みを行いました。市民の皆さまにとって、も各面で痛みを伴う中身でありましたが、こうした改革により危機的財政状況を克服し、これからの時代の变化に備えた市政運営の仕組みを整備できたことは、6年間の改革の大きな成果であると考えています。

こうした改革の成果を土台として、将来にわたって市民生活の質を着実に維持・向上させていくために、市は今後の市政運営の指針として、「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」を策定しました。

盛岡市自治体経営の指針及び実施計画

今後、市においては少子高齢・人口減少が続いていくものと見込まれます。特に現役世代の減少は税収の減少と、高齢者の増加による公共サービスの需要増を同時にもたらすこととなります。



依然として市の財政は厳しい状況にありますし、一方、自治体が自らの責任と権利のもとでまちづくりを行うことを可能とする地方分権の動きが進んでいます。

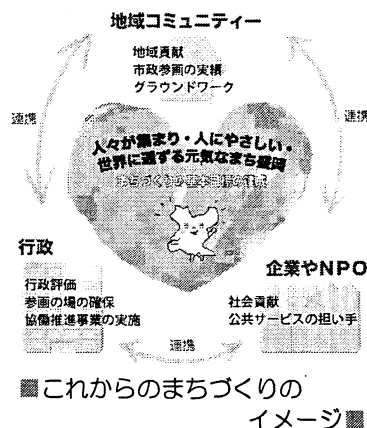
環境がこのように変化していく中において、将来にわたって市民生活の質を維持・向上させていくための仕組みが今求められています。

「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」は、そのようなまちづくりの仕組みとして、市民、町内会・自治会、

NPO、企業と行政のそれぞれが、お互いの強みやこれまでの取り組みを活かしながら相互に連携していくまちづくりを進めていくとするものです。

行政はそのコーディネート役を担い、また、基礎的な公共サービスを責任を持つ

て提供できる強固な行財政基盤を構築していくこととし、以下のような取り組みを進めていくことにしています。



「自治体経営の指針及び実施計画」の取組項目

1. 協働のまちづくりの推進
2. 行政評価を活用した経営システムの確立
3. 公正で透明性の高い経営の推進
4. 健全な財政運営の推進
5. 組織のマネジメントの推進
6. 公共施設アセットマネジメントの推進

行財政構造改革の取組みと成果について、詳しくは市のホームページをご覧ください。
<http://www.city.morioka.iwate.jp/17gyoukaku/gyoukaku/gyouzaisei/index.html>



盛岡市市長公室行政経営課

〒020-8530
 岩手県盛岡市内丸12番2号
 電話: 019(651)4111 内線2650~2653
 FAX: 019(622)6211
 電子メール: keiei@city.morioka.iwate.jp